

令和7年度 第1回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時 令和7年7月29日（火）
午前10時から
場 所 四街道市役所本館1号棟4階
第1委員会室

- 1 開 会
- 2 総務部長挨拶
- 3 委員長挨拶
- 4 諮 問
- 5 議 題

（1）令和6年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市都市計画マスタープランの策定	都市部 都市計画課
2	四街道市国民保護計画の改訂	危機管理室
3	四街道市自転車活用推進計画・四街道市自転車ネットワーク計画の策定	都市部 市街地整備課
4	四街道市地域公共交通計画の策定	地域共創部 くらし安全交通課
5	四街道市こども計画の策定(令和7年度～令和11年度)	健康こども部 子育て支援課
6	四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課

（2）令和6年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
7	(適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課
8	(適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
9	(適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
10	(適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
11	(適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課

12	(適用除外) 四街道市国土強靱化地域計画の修正	危機管理室
13	(適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
14	(適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
15	(適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課

(3) 令和7年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価

No.	行政活動の名称	担当課
16	四街道市多文化共生推進プランの策定	地域共創部 みんなで課
17	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の制定	地域共創部 みんなで課
18	四街道市手話言語条例の制定	福祉サービス部 障がい者支援課
19	第4次四街道市地域福祉計画の策定	福祉サービス部 社会福祉課

(4) 市民参加手続の実施予定等の公表について

(5) その他

6 閉 会

令和7年度 第1回 四街道市市民参加推進評価委員会 議事資料

[令和7年7月29日資料]

議題（1）令和6年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

資料No.1 四街道市都市計画マスタープランの策定

実施状況シート（総括表）	2
実施状況シート5【その他の方法】（アンケート）	3
実施広報（市政だより）	4
〃（ホームページ）	5
アンケートのお礼とお願い（市民向け）	6
実施結果広報（ホームページ）	7
 実施状況シート5【その他の方法】	
（都市計画マスタープラン策定委員会）	8
実施広報（ホームページ）	9
実施結果広報（ホームページ）	10
 実施状況シート4【市民会議手続】	11
実施広報（市政だより）	12
〃（ホームページ）	13
〃（チラシ）	15
〃（ホームページ・追加分）	16
実施結果公告	18
実施結果広報（ホームページ）	19
 実施状況シート5【その他の方法】	
（パネル展示・オープンハウス）	20
実施広報（市政だより）	21
〃（ホームページ）	22
実施結果広報（ホームページ）	23
 実施状況シート1【意見提出手続】	24
実施公告	25
実施広報（市政だより）	28
〃（ホームページ）	29
実施結果公告	31

実施結果広報（ホームページ）	32
----------------------	----

実施状況シート3【審議会等手続】	33
諮問書.....	34
実施結果公告.....	35
答申書.....	36
実施結果広報（ホームページ）	37

資料No.2 四街道市国民保護計画の改訂

実施状況シート（総括表）	38
実施状況シート4【市民会議手続】	39
実施広報（ホームページ）	40
〃 （チラシ）	42
実施結果公告.....	43
実施結果広報（ホームページ）	44

実施状況シート1【意見提出手続】	45
実施公告.....	46
実施広報（ホームページ）	48
実施公告（訂正版）	50
実施広報（ホームページ・訂正版）	51
実施結果公告.....	53
実施結果広報（ホームページ）	54

資料No.3 四街道市自転車活用推進計画・四街道市自転車ネットワーク計画の策定

実施状況シート（総括表）	55
実施状況シート3【審議会等手続】	56
会議次第.....	57
実施結果公告.....	58
実施結果広報（ホームページ）	59
実施状況シート1【意見提出手続】	60
実施公告.....	61
実施広報（市政だより）	64
実施広報（ホームページ）	65
実施結果公告.....	67

	実施結果広報（ホームページ）	68
資料No. 4	四街道市地域公共交通計画の策定	
	実施状況シート（総括表）	69
	実施状況シート5【その他の方法】（アンケート）	70
	アンケート依頼文	71
	 実施状況シート3【審議会等手続】	72
	諮問書	73
	実施結果公告	74
	答申書	75
	実施結果広報（ホームページ）	76
	 実施状況シート1【意見提出手続】	77
	実施公告	78
	実施広報（市政だより）	81
	実施広報（ホームページ）	82
	実施結果公告	84
	実施結果広報（ホームページ）	85
資料No. 5	四街道市こども計画の策定（令和7年度～令和11年度）	
	実施状況シート（総括表）	86
	実施状況シート3【審議会等手続】	87
	諮問書	88
	実施結果公告	89
	答申書	90
	実施結果広報（ホームページ）	91
	 実施状況シート1【意見提出手続】	92
	実施公告	93
	実施広報（市政だより）	96
	実施広報（ホームページ）	97
	実施結果公告	99
	実施結果広報（ホームページ）	100
資料No. 6	四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱及び 四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定	

実施状況シート（総括表）	101
実施状況シート 1【意見提出手続】	102
実施公告	103
実施広報（市政だより）	106
実施広報（ホームページ）	107
保護者への通知文	109
実施結果公告	110
実施結果広報（ホームページ）	111

議題（２）令和６年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No. 7 （適用除外）四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート 6【適用除外】	114
（参考添付）実施予定シート	115
適用除外公告	116
適用除外広報（ホームページ）	117

資料No. 8 （適用除外）四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート 6【適用除外】	118
（参考添付）実施予定シート	119
適用除外公告	120
適用除外広報（ホームページ）	121

資料No. 9 （適用除外）四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート 6【適用除外】	122
（参考添付）実施予定シート	123
適用除外公告	124
適用除外広報（ホームページ）	125

資料No. 10 （適用除外）四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート 6【適用除外】	126
（参考添付）実施予定シート	127
適用除外公告	128
適用除外広報（ホームページ）	129

資料No. 11	(適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート 6 【適用除外】	130
	実施予定シート.....	131
	適用除外公告.....	132
	適用除外広報 (ホームページ)	133
資料No. 12	(適用除外) 四街道市国土強靱化地域計画の修正	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート 6 【適用除外】	134
	実施予定シート.....	135
	適用除外公告.....	136
	適用除外広報 (ホームページ)	137
資料No. 13	(適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート 6 【適用除外】	138
	実施予定シート.....	139
	適用除外公告.....	140
	適用除外広報 (ホームページ)	141
資料No. 14	(適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート 6 【適用除外】	142
	実施予定シート.....	143
	適用除外公告.....	144
	適用除外広報 (ホームページ)	145
資料No. 15	(適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート 6 【適用除外】	146
	実施予定シート.....	147
	適用除外公告.....	148
	適用除外広報 (ホームページ)	149

議題（３）令和７年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No. 16 四街道市多文化共生推進プランの策定

実施予定シート..... 152

資料No. 17 四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に

関する要綱の制定

実施予定シート..... 153

資料No. 18 四街道市手話言語条例の制定

実施予定シート..... 154

資料No. 19 第4次四街道市地域福祉計画の策定

実施予定シート..... 155

議題（４）市民参加手続の実施予定等の公表について

資料No. 20 四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の実施予定等

の公表について（公告文）..... 158

議題（１）

令和６年度

市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】都市部都市計画課 都市計画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市都市計画マスタープランの策定				
概 要	都市計画法第18条の2の規定により市町村に義務付けられている「都市計画に関する基本的な方針(全体構想・地域別構想等)」を策定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R7 年 3 月 31 日策定	行政活動実施時期 *2	R7 年 4 月 1 日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1・・・市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2・・・計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	四街道市都市計画 マスタープラン(案) に係るパブリックコ メント	R6 年 11 月 5 日	R6 年 11 月 5 日 ～12 月 5 日	0 人 0 件	R6 年 12 月 12 日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	四街道市都市計画 審議会		R7 年 2 月 19 日	0 人 13(3) 人	R7 年 2 月 28 日
市民会議手続 (第4号)	地域別懇談会	R5 年 7 月 1 日	R5 年 10 月 21 日 ～R6 年 2 月 18 日	延べ 112 人	R6 年 5 月 7 日
その他の方法 (第5号)	市民向けアンケート 調査 企業向けアンケート 調査	R4 年 12 月 15 日	R4 年 12 月 15 日 ～R5 年 2 月 17 日	市民 1,458 人 市内企業 49 社	R5 年 5 月 19 日
その他の方法 (第5号)	四街道市都市計画 マスタープラン策定 委員会	R5 年 5 月 1 日	R5 年 5 月 1 日 ～R7 年 3 月 31 日	14 (委員数) 人	各委員会終了時
その他の方法 (第5号)	パネル展示 オープンハウス	R5 年 9 月 27 日	R5 年 10 月 1 日 ～10 月 20 日	61 (オープン ハウス) 人	R5 年 10 月 21 日
*1・・・市民会議手続:公募委員募集時期等 *2・・・意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 都市部都市計画課 都市計画係

行政活動の名称		四街道市都市計画マスタープランの策定		
方法名		市民向けアンケート調査、企業向けアンケート調査		
方法の概要		まちづくりに対する意識や問題を把握するため、無作為に抽出した市民3,000人、及び市内企業100社に対し、アンケート調査を実施。		
周知	開始日	R4 年 12 月 15 日		
	周知方法	☒ 広報 R4年12月15日 ☒ HP R4年12月15日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
実施	期間	R4 年 12 月 15 日 ～ R5 年 1 月 12 日 (市民向け)		29 日間
		R5 年 1 月 27 日 ～ R5 年 2 月 17 日 (企業向け)		22 日間
	対象者	市民、市内企業	属性の傾向	特になし
結果	意見の取り扱い	参考意見		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R5 年 5 月 19 日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
	備考(特記事項)	アンケート調査結果は、市ホームページで今後も閲覧可能。		

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			



「都市計画マスタープランに係る アンケート調査」の回答にご協力ください

現在、市では市の今後20年間のまちづくりの基本的な方針となる「四街道市都市計画マスタープラン」の策定を進めております。

この策定にあたって、無作為に抽出した市民3000人を対象としたアンケート調査を実施します。

ご自宅にアンケート用紙が届いた皆さんにおかれましては、アンケート調査へのご協力をお願いします。

回答期間：12月15日(木)～28日(水)

回答方法：ご自宅に届いたアンケート用紙にご記入後、返送または電子回答

⑤ 都市計画課 ☎ 421-6141



統計調査員の登録者を募集しています

国や県が実施する統計調査において、調査対象となる世帯や事業者を訪問し、調査票の記入の依頼や回収を行う「統計調査員」を随時募集しています。

調査員には、国の基準に基づき、調査活動（おおむね2カ月間の任命期間）の対価として報酬が支払われます。

※参考：国勢調査（1調査区担当：約4万円、2調査区担当：約7万円）

【今後の主な統計調査】

・住宅・土地統計調査

（5年10月1日基準日）

・農林業センサス

（7年2月1日基準日）

・国勢調査（7年10月1日基準日）

なお、応募の際は、申し込み要件に同意の上、登録書の提出が必要になります。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

⑤ 情報推進課 ☎ 421-2247



甲種防火管理 新規講習

とき：2月15日(木)・16日(木) 9時
20分～16時50分ごろ

ところ：文化センター 会議室

201・202

定員：60人

参加費：8000円（テキスト代含む）

申し込み：5年1月4日(木)～11日(水) 9時～16時に、（一財）日本防火・防災協会にFAX（03-6274-6977）で申込書を送付するか、インターネットから申し込み

※詳しくは消防本部予防課で配布する講習の案内、または同協会のホームページをご覧ください

⑤ 消防本部予防課

☎ 422-2485

【申し込みに関するお問い合わせ】

（二財）日本防火・防災協会

☎ 03-6263-9903

【講習会場に関するお問い合わせ】

（二社）千葉県消防設備協会

☎ 306-3871

委員募集

審議会等名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
社会教育委員会	社会教育に関する事項の調査や審議	3人	5年6月1日～7年5月31日（2年間）	5年1月6日(金)まで	社会教育課 ☎ 424-8927

応募要件…市内在住で、任期中の会議に出席できる人

報酬など…委員報酬と交通費を支給

応募要件…募集期間内に応募用紙とレポートを担当課に提出

※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。また、審議会等の委員となることのできるのは6年までです

※詳細は、募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口（平日のみ）、市ホームページから入手可

※ご不明な点は市ホームページ、もしくは担当課にお問い合わせください



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [都市計画・住宅・道路](#) [四街道市都市計画マスタープラン](#)
新たな都市計画マスタープラン 「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください

「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください

更新：2022年12月15日

現在、市では市の今後20年間のまちづくりの基本的な方針となる「四街道市都市計画マスタープラン」の策定を進めております。
この策定にあたって、無作為に抽出した市民3,000人を対象としたアンケート調査を実施します。
ご自宅にアンケート用紙が届いた皆さんにおかれましては、アンケート調査へのご協力をお願いします。

新たな都市計画マスタープラン

「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください



情報が
見つからないときは

回答期間

令和4年12月15日（木曜）から28日（水曜）まで

回答方法

ご自宅に届いたアンケート用紙にご記入後、返送または電子回答

お問い合わせ

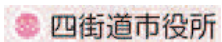
都市部都市計画課

電話：043-421-6141

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



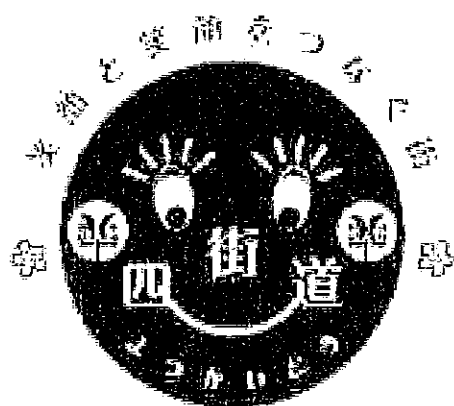
四街道市都市計画マスタープラン策定
アンケート調査へのお礼と
ご協力をお願い

この度は、『四街道市都市計画マスタープラン』のアンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

皆様のご意見は、今後の四街道市の取組みの基礎資料として活用させていただきます。

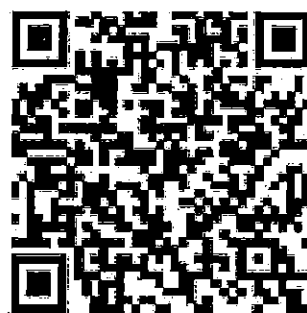
この調査は、ひとりでも多くの方にご回答いただくことで、より信頼性が高いものとなります。誠に恐縮ですが、まだ調査票にご回答いただいていない方については、令和5年1月12日（木）まで受付期間を延長しますので、ご協力のほど重ねてお願いします。

※このハガキは先日、アンケート調査票を送付したすべての人にお送りしています。既にご返送いただいている場合は、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。



千草園の笑くほ

<調査票 QR コード>



令和4年12月
四街道市 都市計画課 都市計画係
(電話番号：043-421-6141)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [都市計画・住宅・道路](#) [四街道市都市計画マスタープラン](#)

新たな都市計画マスタープラン 「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）

「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）

更新：2023年5月19日

現在、市では市の今後20年間のまちづくりの基本的な方針となる「四街道市都市計画マスタープラン」の策定を進めております。

この策定にあたって、市民向け及び企業向けアンケート調査を実施します。

ご自宅、事業所にアンケート用紙が届いた皆さんにおかれましては、アンケート調査へのご協力をお願いします。

新たな都市計画マスタープラン

「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）



情報が
見つからないときは

対象者

市民向けアンケート調査：無作為に抽出した市民3,000人
企業向けアンケート調査：無作為に抽出した企業100社

回答期間

市民向けアンケート調査：令和4年12月15日（木曜）から28日（水曜）まで
企業向けアンケート調査：令和5年1月27日（金曜）から同年2月17日（金曜）まで

回答方法

ご自宅又は事業所に届いたアンケート用紙にご記入後、返送または電子回答

アンケート調査結果

アンケートにご協力いただき、どうもありがとうございました。
アンケート結果がまとまりましたので、以下のとおり公表いたします。

[市民向けアンケート調査結果（PDF：2,033KB）](#)

[企業向けアンケート調査結果（PDF：899KB）](#)

お問い合わせ

都市部都市計画課

電話：043-421-6141

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 都市部都市計画課 都市計画係

行政活動の名称		四街道市都市計画マスタープランの策定		
方法名		四街道市都市計画マスタープラン策定委員会		
方法の概要		学識経験を有する者、関係団体職員、関係行政機関職員や市民団体職員を委員とした委員会を複数回開催し、様々な視点から新たな四街道市都市計画マスタープランの内容の精査を行う。		
周知	開始日	R5年5月1日		
	周知方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R5年5月1日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
実施	期間	R5年5月1日 ～ R7年3月31日（委員任期） 委員会とは全4回開催		
	対象者	学識経験者、関係団体職員、関係行政機関職員、市民団体職員	属性の傾向	特になし
結果	意見の取り扱い	都市計画マスタープランの内容に反映		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP 各委員会終了後、会議録を公表 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
	備考(特記事項)	公募委員なし。 会議録は、市ホームページで今後も閲覧可能。		

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない
項 目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	

市民参加推進評価委員会コメント



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#)[トップページ](#)[市政情報](#)[主な施策・計画・取り組み](#)[構想・計画](#)[都市計画・住宅・道路](#)[四街道市都市計画マスタープラン](#)[新たな都市計画マスタープラン](#)[四街道市都市計画マスタープラン策定委員会](#)

四街道市都市計画マスタープラン策定委員会

更新：2023年5月1日

新たな四街道市都市計画マスタープランを令和6年度末までに策定するにあたり、専門的見地からの意見及び市民の意見を反映させるため、四街道市都市計画マスタープラン策定委員会を設置します。

所掌事務

新たな四街道市都市計画マスタープランの策定に関し、意見及び助言を行います。

任期

令和5年5月1日から令和7年3月31日まで

委員

現委員数：14人

開催情報

令和5年度

[第1回（令和5年5月16日）](#)

お問い合わせ

都市部都市計画課

電話：043-421-6141

[この担当課にメールを送る](#)

新たな都市計画マスタープラン

[都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します](#)[四街道市都市計画マスタープラン策定委員会](#)[「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）](#)

情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)[市役所への行き方](#)[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います





くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [都市計画・住宅・道路](#) [四街道市都市計画マスタープラン](#)
[新たな都市計画マスタープラン](#) 四街道市都市計画マスタープラン策定委員会

四街道市都市計画マスタープラン策定委員会

更新：2024年9月5日

新たな四街道市都市計画マスタープランを令和6年度末までに策定するにあたり、専門的見地からの意見及び市民の意見を反映させるため、四街道市都市計画マスタープラン策定委員会を設置します。

所掌事務

新たな四街道市都市計画マスタープランの策定に関し、意見及び助言を行います。

任期

令和5年5月1日から令和7年3月31日まで

委員

現委員数：14人

開催情報

今後の開催予定

令和6年度

[第2回（令和6年8月23日）](#)

[第1回（令和6年4月23日）](#)

令和5年度

[第2回（令和5年7月18日）](#)

[第1回（令和5年5月16日）](#)

お問い合わせ

都市部都市計画課

電話：043-421-6141

[この担当課にメールを送る](#)

新たな都市計画マスタープラン

[都市計画マスタープランを策定しました](#)

[（意見提出手続）新たな四街道市都市計画マスタープラン（案）に係る意見の募集について（終了）](#)

[都市計画マスタープラン（骨子案）のパネル展示とオープンハウスを開催します（終了）](#)

[都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します（終了）](#)

四街道市都市計画マスタープラン策定委員会

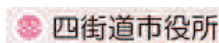
[「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート4【市民会議手続】

【担当課・係名】 都市部都市計画課 都市計画係

行政活動の名称		四街道市都市計画マスタープランの策定			
市民会議の名称		地域別懇談会	構成員数	延べ 112人	
募 集	募集期間	R5年7月3日 ～ R5年9月15日（締切後も個別に声掛け）			
	募集方法	☒ 広報 R5年7月1日 ☒ HP R5年6月27日 ☒ 回覧 R5年8月16日 ☒ その他(市内高校・市内大学・イトーヨーカドー四街道店でのチラシ配り、市長SNS記事投稿、電話勧誘)			
	市民会議に求めた成果物	地域の良いところ・惜しいところを探し、地域の将来イメージに向けてできることを話し合う			
実 施	開催期日 ()内に出席者数	R5年10月21日(土) (10)	R5年12月17日(日) (7)		
		R5年10月22日(日) (24)	R6年2月10日(土) (13)		
		R5年11月19日(日) (6)	R6年2月11日(日) (10)		
		R5年12月9日(土) (18)	R6年2月17日(土) (5)		
		R5年12月10日(日) (11)	R6年2月18日(日) (5)		
		R5年12月16日(土) (3)			
	市民会議への市職員、有識者等の関与 (条例第12条第3項の規定による対応)		市職員による市の現状説明、策定支援業者による司会進行		
意見提出された日		上記各開催日			
結 果	意見の取り扱い	参考意見			
	公表日(公告日)・公告番号	R6年5月7日 四街道市公告第93号			
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R6年5月7日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○・・・適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×・・・適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

都市計画マスタープラン 地域別懇談会を開催します

市では、新たな都市計画マスタープランの策定に取り組んでいます。

この計画をより良いものにするため、地域別懇談会を開催します。皆さんで意見交換を行い、まちの魅力や課題、将来のイメージ、自分たちでできることなどを考えてみませんか。

テーマ	第1回	地域の良いところ・惜しいところを探そう	
	第2回	地域の将来像を考えよう	
	第3回	自分たちができることを考えよう	
		地域	とき
四街道地域 (四街道中学校区)	第1回	10月15日(日)10時～12時	わろうべの里
	第2回	12月16日(土)14時～16時	
	第3回	6年 2月17日(土)14時～16時	
四街道北地域 (四街道北中学校区)	第1回	10月21日(土)14時～16時	文化センター
	第2回	12月 9日(土)14時～16時	
	第3回	6年 2月10日(土)14時～16時	
四街道西地域 (四街道西中学校区)	第1回	10月22日(日)14時～16時	四街道公民館
	第2回	12月17日(日)14時～16時	
	第3回	6年 2月18日(日)14時～16時	
千代田地域 (千代田中学校区)	第1回	10月15日(日)14時～16時	千代田公民館
	第2回	12月10日(日)14時～16時	
	第3回	6年 2月11日(日)14時～16時	
旭地域 (旭中学校区)	第1回	10月21日(土)10時～12時	文化センター
	第2回	12月 9日(土)10時～12時	
	第3回	6年 2月10日(土)10時～12時	

募集人数

各地域20人程度
※応募多数の場合は抽選

応募条件

参加する地域（学校区）内に
在住・在勤・在学する全ての
回に参加できる18歳以上

申し込み

7月3日(月)～31日(月)に応募
用紙を都市計画課へ郵送（消
印有効）、持参または電子申
請フォームより申し込み

※参加者のうち、各地域4人（計20人）には、
まち歩きワーク（11月19日(日)午後予定）に
参加していただきます

問 都市計画課 ☎421-6141



接種対象

- ・65歳以上の高齢者
- ・基礎疾患を有する方（対象の疾患はこれまでと同様です）
- ・その他重症化リスクが高いと医師が認める方
- ・重症化リスクが高い方が集まる場所でサービスを提供する医療機関、高齢者・障害者施設などの従事者

※対象者には、接種券を送付済みです。届いていない方は、市ホームページをご確認の上、申請してください

接種期間

8月まで

接種回数

1回

使用する ワクチン

オミクロン株対応2価ワクチン

※5年9月以降に実施する5年秋開始接種は、追加接種
可能な5歳以上の全ての方が対象です。詳細が決まり
次第、接種券を発送予定です

※5年度も、自己負担なしで新型コロナワクチンを接種
いただけます

問 健康増進課 ☎421-6100



新型コロナワクチン
5年春開始接種が
始まっています

春開始接種は新型コロナの流行する時期など
に合わせ、重症化リスクの高い方や医療従事者
などを対象に実施しています。



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [都市計画・住宅・道路](#) [四街道市都市計画マスタープラン](#)
新たな都市計画マスタープラン 都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します

都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します

更新：2023年6月27日

市では、新たな都市計画マスタープランの策定に取り組んでいます。
この計画をより良いものにするため、地域別懇談会を開催します。
皆さんで意見交換を行い、まちの魅力や課題、将来のイメージ、自分たちでできることなどを考えてみませんか。

新たな都市計画マスタープラン

都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します

[四街道市都市計画マスタープラン策定委員会](#)

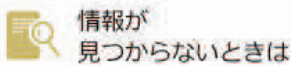
[「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）](#)

地域別懇談会の内容

テーマと開催日時

テーマ

第1回	地域の良いところ・惜しいところを探そう
第2回	地域の将来像を考えよう
第3回	自分たちができることを考えよう



情報が
見つからないときは

開催日時

地域	とき	ところ
四街道地域 (四街道中学校区)	第1回 10月15日（日曜）午前10時から正午まで	わろうべの里
	第2回 12月16日（土曜）午後2時から午後4時まで	
	第3回 6年2月17日（土曜）午後2時から午後4時まで	
四街道北地域 (四街道北中学校区)	第1回 10月21日（土曜）午後2時から午後4時まで	文化センター
	第2回 12月9日（土曜）午後2時から午後4時まで	
	第3回 6年2月10日（土曜）午後2時から午後4時まで	
四街道西地域 (四街道西中学校区)	第1回 10月22日（日曜）午後2時から午後4時まで	四街道公民館
	第2回 12月17日（日曜）午後2時から午後4時まで	
	第3回 6年2月18日（日曜）午後2時から午後4時まで	
千代田地域 (千代田中学校区)	第1回 10月15日（日曜）午後2時から午後4時まで	千代田公民館
	第2回 12月10日（日曜）午後2時から午後4時まで	
	第3回 6年2月11日（日曜）午後2時から午後4時まで	
旭地域 (旭中学校区)	第1回 10月21日（土曜）午前10時から正午まで	文化センター
	第2回 12月9日（土曜）午前10時から正午まで	
	第3回 6年2月10日（土曜）午前10時から正午まで	

（注釈）参加者のうち、各地域4人（計20人）には、まち歩きワーク（11月19日（日曜）午後予定）に参加していただきます

募集人数

各地域20人程度
（注釈）応募者多数の場合は抽選

募集条件

参加する地域（学校区）内に在住・在勤・在学する、**全ての回に参加できる**18歳以上の人

申し込み



7月3日（月曜）から31日（月曜）までに、応募用紙に必要事項を記入し、都市計画課へ郵送（消印有効）、持参又は電子申請フォームから申し込んでください

[都市計画マスタープラン地域別懇談会参加者募集](#)

上のリンク先から電子申請ができます

[応募用紙（PDF）（PDF：78KB）](#)

[応募用紙（ワード）（ワード：43KB）](#)

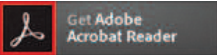
応募用紙はこちらからダウンロードできます

現在の都市マスタープラン

現在の都市マスタープランは平成18年に策定されています。詳しくは下のリンクよりご覧ください。

[四街道市都市マスタープラン](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

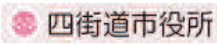
都市部都市計画課

電話：043-421-6141

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



都市計画マスタープラン 地域別懇談会を開催します

市では、新たな都市計画マスタープランの策定に取り組んでいます。

この計画をより良いものにするため、地域別懇談会を開催します。在住又は在勤・在学している地域について、皆さんで意見交換を行い、まちの魅力や課題、将来のイメージ、自分たちでできることなどを考えてみませんか。



《地域別懇談会》

募集人数…各地域20人程度

応募条件…次の条件を満たす人

- ①高校生以上で、参加する地域（学校区）内に在住・在勤・在学する人
- ②第1回から第3回までの3回の会議のうち、可能な限り2回以上参加できる人

テーマ…第1回 地域の良いところ・惜しいところを探そう

第2回 地域の将来像を考えよう

第3回 自分たちができることを考えよう

※各回ともワークショップ方式で行います

地域	とき		会場
四街道地域 (四街道中学校区)	第1回	10月15日(日)、10時～12時	わろうべの里
	第2回	12月16日(土)、14時～16時	
	第3回	令和6年2月17日(土)、14時～16時	
四街道北地域 (四街道北中学校区)	第1回	10月21日(土)、14時～16時	文化センター
	第2回	12月9日(土)、14時～16時	
	第3回	令和6年2月10日(土)、14時～16時	
四街道西地域 (四街道西中学校区)	第1回	10月22日(日)、14時～16時	四街道公民館
	第2回	12月17日(日)、14時～16時	
	第3回	令和6年2月18日(日)、14時～16時	
千代田地域 (千代田中学校区)	第1回	10月15日(日)、14時～16時	千代田公民館
	第2回	12月10日(日)、14時～16時	
	第3回	令和6年2月11日(日)、14時～16時	
旭地域 (旭中学校区)	第1回	10月21日(土)、10時～12時	文化センター
	第2回	12月9日(土)、10時～12時	
	第3回	令和6年2月10日(土)、10時～12時	

申し込み方法…応募用紙を9月15日(金)までに都市計画課へ郵送、持参または電子申請フォームより申し込み(郵送の場合は消印有効)

※ 応募用紙は都市計画課や各公民館、わろうべの里、市HPから入手できます

※ 参加者のうち、各地域4人(計20人)には、まち歩きワーク(11月19日(日)午後予定)に参加していただきます

※ 7月に募集を行いました、定員に満たなかったため再募集をしています。なお、応募多数の場合は抽選にて参加者を決定します

問合せ…四街道市役所 都市部都市計画課 電話 043-421-6141 〒284-8555 四街道市鹿渡無番地



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [都市計画・住宅・道路](#) [四街道市都市計画マスタープラン](#)
新たな都市計画マスタープラン 都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します（参加者追加募集）

都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します（参加者追加募集）

新たな都市計画マスタープラン

更新：2023年8月16日

市では、新たな都市計画マスタープランの策定に取り組んでいます。
この計画をより良いものにするため、地域別懇談会を開催します。
皆さんで意見交換を行い、まちの魅力や課題、将来のイメージ、自分たちでできることなどを考えてみましょう。

[都市計画マスタープラン（骨子案）のパネル展示とオープンハウスを開催します](#)

都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します（参加者追加募集）

[四街道市都市計画マスタープラン策定委員会](#)

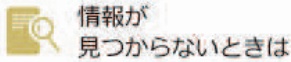
[「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）](#)

地域別懇談会の内容

テーマと開催日時

テーマ

第1回	地域の良いところ・惜しいところを探そう
第2回	地域の将来像を考えよう
第3回	自分たちができることを考えよう



開催日時

地域	とき	ところ
四街道地域 (四街道中学校区)	第1回 10月15日（日曜）午前10時から正午まで	わろうべの里
	第2回 12月16日（土曜）午後2時から午後4時まで	
	第3回 6年2月17日（土曜）午後2時から午後4時まで	
四街道北地域 (四街道北中学校区)	第1回 10月21日（土曜）午後2時から午後4時まで	文化センター
	第2回 12月9日（土曜）午後2時から午後4時まで	
	第3回 6年2月10日（土曜）午後2時から午後4時まで	
四街道西地域 (四街道西中学校区)	第1回 10月22日（日曜）午後2時から午後4時まで	四街道公民館
	第2回 12月17日（日曜）午後2時から午後4時まで	
	第3回 6年2月18日（日曜）午後2時から午後4時まで	
千代田地域 (千代田中学校区)	第1回 10月15日（日曜）午後2時から午後4時まで	千代田公民館
	第2回 12月10日（日曜）午後2時から午後4時まで	
	第3回 6年2月11日（日曜）午後2時から午後4時まで	
旭地域 (旭中学校区)	第1回 10月21日（土曜）午前10時から正午まで	文化センター
	第2回 12月9日（土曜）午前10時から正午まで	
	第3回 6年2月10日（土曜）午前10時から正午まで	

（注釈）参加者のうち、各地域4人（計20人）には、まち歩きワーク（11月19日（日曜）午後予定）に参加していただきます

募集人数

各地域20人程度
（注釈）応募者多数の場合は抽選

募集条件

参加する地域（学校区）内に在住・在勤・在学する、**可能な限り2回以上参加できる高校生以上**の人

申し込み



9月15日（金曜）までに、応募用紙に必要事項を記入し、都市計画課へ郵送（消印有効）、持参又は電子申請フォームから申し込んでください

[都市計画マスタープラン地域別懇談会参加者募集](#)

上のリンク先から電子申請ができます

[応募用紙（PDF）（PDF：78KB）](#)

[応募用紙（ワード）（ワード：43KB）](#)

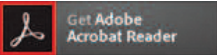
応募用紙はこちらからダウンロードできます

現在の都市マスタープラン

現在の都市マスタープランは平成18年に策定されています。詳しくは下のリンクよりご覧ください。

[四街道市都市マスタープラン](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

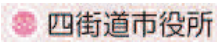
都市部都市計画課

電話：043-421-6141

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



四街道市市民参加条例の規定に基づく市民会議手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第4号の市民会議手続を行ったので、条例第12条第4項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年5月7日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民会議手続の対象等

(1) 市民会議の名称

四街道市都市計画マスタープラン地域別懇談会

(2) 市民会議の開催目的

四街道市都市計画マスタープラン 地域別構想策定のための市民意見聴取

(3) 市民会議の開催方法

市内5中学校区に分け参加者を募り、各3回（計15回）開催

2 参加者意見の概要

別紙のとおり

3 その他

上記2の参加者意見の概要は、都市部都市計画課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

都市部都市計画課（Tel. 043-421-6141）

[暮らし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#)[トップページ](#)[市政情報](#)[主な施策・計画・取り組み](#)[構想・計画](#)[都市計画・住宅・道路](#)[四街道市都市マスタープラン](#)[新たな都市計画マスタープラン](#)[都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します（終了）](#)

都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します（終了）

更新：2024年5月7日

令和6年2月18日（日曜）に懇談会の開催を以って、全5地域の地域別懇談会の全日程が終了しました。ご参加いただいた皆様におかれましては、ご多忙の中、ご協力ありがとうございました。懇談会で頂いた貴重なご意見を基に、新たな都市計画マスタープランの策定を進めてまいります。

[1 地域別懇談会等報告書 開催目的・開催日程・参加者数（PDF：122KB）](#)[2 地域別懇談会等報告書 旭地域（PDF：205KB）](#)[3 地域別懇談会等報告書 四街道北地域（PDF：194KB）](#)[4 地域別懇談会等報告書 千代田地域（PDF：199KB）](#)[5 地域別懇談会等報告書 四街道地域（PDF：205KB）](#)[6 地域別懇談会等報告書 四街道西地域（PDF：193KB）](#)[7 地域別懇談会等報告書 懇談会の写真（PDF：300KB）](#)[8 地域別懇談会等報告書 まち歩き（PDF：390KB）](#)

新たな都市計画マスタープラン

[都市計画マスタープラン（骨子案）のパネル展示とオープンハウスを開催します（終了）](#)[都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します（終了）](#)[四街道市都市計画マスタープラン策定委員会](#)[「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）](#)

変更内容

地域別懇談会の参加希望者数を考慮し、**旭地域（旭中学校区）以外の4地域について、第1回の懇談会を合同で開催**することとなりました。

それに伴い、テーマや開催日、開催会場が変更となりましたので、以下をご確認ください。

四街道西地域（四街道西中学校区）の第3回については、四街道市議会議員選挙の投票日と重なることから、会場が変更となりますので、該当の方はご確認ください。

また、申込み内容も変更となっておりますので、併せてご確認ください。

（注釈）**赤字箇所**が変更箇所となります。

市では、新たな都市計画マスタープランの策定に取り組んでいます。

この計画をより良いものにするため、地域別懇談会を開催します。

皆さんで意見交換を行い、まちの魅力や課題、将来のイメージ、自分たちでできることなどを考えてみましょう。

地域別懇談会の内容

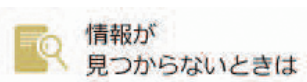
テーマと開催日時

テーマ

第1回	四街道の良いところ・惜しいところを探そう
第2回	地域の将来像を考えよう
第3回	自分たちができることを考えよう

開催日時

地域	とき	ところ
四街道地域 （四街道中学校区）	第1回 10月 22 日（日曜）午後 2時 から午後 4時 まで（ 合同 ）	四街道公民館
	第2回 12月16日（土曜）午後2時から午後4時まで	わろうべの里
	第3回 6年2月17日（土曜）午後2時から午後4時まで	
四街道北地域 （四街道北中学校区）	第1回 10月 22 日（日曜）午後2時から午後4時まで（ 合同 ）	四街道公民館
	第2回 12月9日（土曜）午後2時から午後4時まで	文化センター
	第3回 6年2月10日（土曜）午後2時から午後4時まで	
四街道西地域 （四街道西中学校区）	第1回 10月22日（日曜）午後2時から午後4時まで（ 合同 ）	四街道公民館



実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 都市部都市計画課 都市計画係

行政活動の名称		四街道市都市計画マスタープランの策定		
方法名		パネル展示、オープンハウス		
方法の概要		四街道市都市計画マスタープランの全体構想(骨子案)をパネル10枚にまとめ、イトーヨーカドー四街道店及び市役所1階ロビーに展示。 また、展示期間中の数日、市職員立会いによるパネル閲覧者への説明(オープンハウス)。		
周知	開始日	R5年9月27日		
	周知方法	☒ 広報 R5年10月1日 ☒ HP R5年9月27日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
実施	期間	R5年10月1日 ~ R5年10月20日 20 日間 (うちオープンハウスは10月1日、6日、7日、8日)		
	対象者	市民	属性の傾向	特になし
結果	意見の取り扱い	参考意見		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R5年10月21日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
	備考(特記事項)	展示したパネルは、市ホームページで今後も閲覧可能。		

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント



都市計画マスタープラン(骨子案)の パネル展示とオープンハウスを開催します

市では、新たな都市計画マスタープランの策定に取り組んでいます。都市計画マスタープランの全体構想について骨子案がまとまりましたので、パネルにて展示します。

また、住民の皆さんに理解を深めていただくためオープンハウスを開催し、職員が都市計画マスタープランについて対話形式で説明します。

【パネル展示の会場と期間】

とき：①10月1日(日)～10日(火)9時～21時

⑤ 都市計画課 ☎421-6141

※10月10日(火)は13時まで

② 10月11日(水)～20日(金)8時30分～17時15分

ところ：①イトーヨーカドー四街道店、②市役所本館1階ロビー

展示内容：都市計画マスタープラン全体構想(骨子案)ほか

【オープンハウス】

とき：10月1日(日)、6日(金)～8日(日)10時～12時、15時～17時

ところ：イトーヨーカドー四街道店



「中学生が描く未来」 作文発表会を開催します

若い世代の市民参加の拡充として、市内中学校3年生を対象に「理想のまち」をテーマとした作文を事前に募集し、優秀作品として選ばれた作文の発表会・表彰式を行います。

どなたでもご覧になれますので、

本市の次代を担う中学生の想いを聴きに、ご来場ください。

とき：11月10日(金)14時～15時5分

ところ：文化センター301号室、302号室

⑤ 総務課 ☎421-6101

指導課 ☎424-8925



10月・11月は駅前放置自転車撤去強化月間 『自転車の代わりに置こう 思いやり』

放置自転車は、道路や駅前広場などの公共の場所に置かれている自転車やバイクで、利用者が離れており直ちに移動できない状態をいいます。

放置自転車は、通行者の迷惑などにつながるため、条例によって撤去されます。

撤去した自転車やバイクは、保管所で2カ月間保管し、期限を過ぎた場合は条例に基づいて処分します。

【返還方法】

保管場所：放置自転車保管所(和良比244-6 四街道駅南口第

⑤ 土木課 ☎421-6143

9月30日(土)まで 4000円
10月1日(日)から 4200円

② バイク
9月30日(土)まで 2000円
10月1日(日)から 2100円

必要なもの：・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
・自転車やバイクの鍵
・移動保管手数料

3 自転車駐車場敷地内)
返還日：平日9時～16時、土曜9時～12時(日曜、祝日、12月29日(金)～1月3日(水)は除く)
必要なもの：・本人確認書類(運

普通救命講習(I)

【e-ラーニング講習対応】

とき：11月19日(日)9時～11時

ところ：わろうべの里
多目的ホール

対象：10月19日(休)～講習日までに、e-ラーニング講習を受講した市内在住・在勤・在学の方

定員：先着30人(10人未満の場合は中止)※見学不可

内容：応急手当の目的と必要性、心肺蘇生法、AEDの使用法(成人)、止血法

申し込み：10月10日(火)～20日(金)平日(8時30分～17時15分)に電話で消防本部警防課

※詳しくは市ホームページまたは消防本部警防課へお問い合わせください

⑤ 消防本部警防課 ☎422-2493





くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#)

[市政情報](#)

[主な施策・計画・取り組み](#)

[構想・計画](#)

[都市計画・住宅・道路](#)

[四街道市都市計画マスタープラン](#)

[新たな都市計画マスタープラン](#)

都市計画マスタープラン（骨子案）のパネル展示とオープンハウスを開催します

都市計画マスタープラン（骨子案）のパネル展示とオープンハウスを開催します

更新：2023年9月27日

市では、新たな都市計画マスタープランの策定に取り組んでいます。

都市計画マスタープランの全体構想について骨子案がまとまりましたので、パネルにて展示します。

また、住民の皆さんに理解を深めていただくためオープンハウスを開催し、職員が都市計画マスタープランについて対話形式でご説明します。

この機会に都市計画に触れてみませんか。

パネル展示の会場と期間

- イトーヨーカドー四街道店、10月1日（日曜）～10月10日（火曜）、午前9時～午後9時
（注釈）10月10日（火曜）は午後1時まで
- 市役所本館1階ロビー、10月11日（水曜）～10月20日（金曜）、午前8時30分～午後5時15分

展示内容

四街道市都市計画マスタープラン全体構想（骨子案）ほか

オープンハウス

10月1日（日曜）、6日（金曜）、7日（土曜）、8日（日曜）の午前10時～正午、午後3時～午後5時
イトーヨーカドー四街道店

お問い合わせ

都市部都市計画課

電話：043-421-6141

[この担当課にメールを送る](#)

新たな都市計画マスタープラン

都市計画マスタープラン（骨子案）のパネル展示とオープンハウスを開催します

[都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します（開催日等の変更）](#)

[四街道市都市計画マスタープラン策定委員会](#)

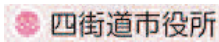
[「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#)[トップページ](#)[市政情報](#)[主な施策・計画・取り組み](#)[構想・計画](#)[都市計画・住宅・道路](#)[四街道市都市マスタープラン](#)[新たな都市計画マスタープラン](#)

都市計画マスタープラン（骨子案）のパネル展示とオープンハウスを開催します（終了）

都市計画マスタープラン（骨子案）のパネル展示とオープンハウスを開催します（終了）

更新：2023年10月21日

10月20日（金曜）を以って、パネル展示及びオープンハウスは終了しました。足を運んでいただきありがとうございました。

市では、新たな都市計画マスタープランの策定に取り組んでいます。
都市計画マスタープランの全体構想について骨子案がまとまりましたので、パネルにて展示します。
また、住民の皆さんに理解を深めていただくためオープンハウスを開催し、職員が都市計画マスタープランについて対話形式でご説明します。
この機会に都市計画に触れてみませんか。

パネル展示の会場と期間

- イトーヨーカドー四街道店、10月1日（日曜）～10月10日（火曜）、午前9時～午後9時
（注釈）10月10日（火曜）は午後1時まで
- 市役所本館1階ロビー、10月11日（水曜）～10月20日（金曜）、午前8時30分～午後5時15分

展示内容

四街道市都市計画マスタープラン全体構想（骨子案）ほか

オープンハウス

10月1日（日曜）、6日（金曜）、7日（土曜）、8日（日曜）の午前10時～正午、午後3時～午後5時
イトーヨーカドー四街道店

パネル内容

パネルは計10枚です。

[全体構想（骨子案）パネル1枚目～5枚目（PDF：4,481KB）](#)[全体構想（骨子案）パネル6枚目～10枚目（PDF：5,223KB）](#)

お問い合わせ

都市部都市計画課

電話：043-421-6141

[この担当課にメールを送る](#)

新たな都市計画マスタープラン

都市計画マスタープラン（骨子案）のパネル展示とオープンハウスを開催します（終了）

[都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します（終了）](#)

[四街道市都市計画マスタープラン策定委員会](#)

[「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）」](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#) **四街道市役所**[市役所への行き方](#)[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご利用を伺います



実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 都市部都市課 都市計画係

行政活動の名称		四街道市都市計画マスタープランの策定				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市都市計画マスタープラン(案)				
	公表日(公告日)・公告番号	R6年11月5日 四街道市公告第263号				
	その他の周知方法	☒ 広報 R6年10月15日	☒ HP R6年11月5日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				
実施	意見提出期間	R6年11月5日 ~ R6年12月5日		30日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	☒ 無	☐ 有	件	
		意見を反映した				件
		意見を反映しなかった				件
		その他(感想、案件以外の意見等)				件
	公表日(公告日)・公告番号	R6年12月12日 四街道市公告第313号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R6年12月12日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年11月5日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市都市計画マスタープラン（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の閲覧方法

都市部都市計画課の窓口（市役所本庁舎本館1号棟2階）、情報公開室（市役所本庁舎本館1号棟3階）、四街道公民館、千代田公民館、旭公民館、南部総合福祉センターわろうべの里で閲覧可能とし、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/torikumi/koso/toshikeikaku/toshikeikaku/toshikeikaku/pabukome-tosimasu.html>）に掲載する。

なお、閲覧可能時間は、都市計画課窓口、情報公開室は土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで、各公民館、わろうべの里は休館日を除く午前9時から午後9時までとする。

3 意見の提出方法

意見書に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先

エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

オ 市内の学校に在学する者

氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先

カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人

住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先

キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

都市部 都市計画課 都市計画係 宛て

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8921

都市部 都市計画課 都市計画課係 宛て

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ytoshi@city.yotsukaido.chiba.jp

都市部 都市計画課 都市計画課係 宛て

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、5MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和6年11月5日（火）から12月5日（木）まで

※ 郵送の場合は、12月5日（木）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

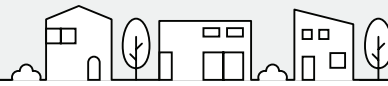
令和 6 年 1 2 月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

都市部 都市計画課 都市計画課係 (Tel. 0 4 3 - 4 2 1 - 6 1 4 1)



いきいき脳の健康講座

ファイブ・コグ検査で認知機能をチェックしましょう

とき…11月22日(金)・12月3日(火)13時30分～14時45分
(受付13時15分) ※2日間で1コース

ところ…保健センター3階 大会議室

対象…市内在住の65歳以上の方

定員…先着30人 ※参加費無料

内容…1日目:ファイブ・コグ検査(映像を見ながら、検査用紙に記入して行う認知機能を確認する検査)

2日目:結果説明と認知症予防の講話

持ち物…筆記用具、眼鏡(必要な方)

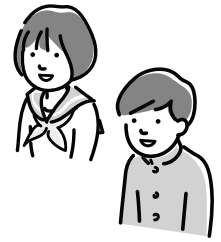
申し込み…10月16日(水)～11月15日(金)に電話で高齢者支援課

☎ 高齢者支援課 ☎421-6128

「中学生が描く未来」作文

発表会・表彰式

自分たちが暮らす四街道への関心を高めてもらうため、市内中学校3年生を対象に「理想のまち」をテーマとした作文を募集しました。優秀作品として選ばれた作文の発表会・表彰式を行います。



どなたでもご覧になれますので、本市の次代を担う中学生の想いを聴きに、ご来場ください。

とき…11月5日(火)14時～15時15分

ところ…文化センター301号室、302号室

シルバー人材センター入会説明会



とき…10月16日(水)・23日(水)15時30分～

※両日事前予約制・受付上限50人

ところ…四街道公民館

対象…市内在住の60歳以上 ※23日は女性限定

申し込み…シルバー人材センター ☎497-5080

※説明後、希望者には入会手続きを行います。入会には、会費3,000円、写真2枚(3cm×2cm)が必要になります

(担当:社会福祉課)



昨年度の作文発表会・表彰式の様子

☎ 総務課 ☎421-6101 / 指導課 ☎424-8925

委員募集

審議会等名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
市指定管理者 選定評価委員会	指定管理者の選定や 評価などについての審査	2人*	委嘱開始日 ～9年5月31日(月)	10月15日(火) ～11月29日(金)	契約課 ☎421-6113

*募集人数は、次の合議体ごとに1人ずつ(計2人)

①スポーツ・都市施設等合議体

②文化・コミュニティ施設等合議体

応募要件…市内在住で、任期中の会議に出席できる方

報酬など…委員報酬と交通費を支給

応募方法…募集期間内に応募用紙とレポートを担当課に提出

※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。また、審議会等の委員となることができるのは6年までです

※詳細は、募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから入手可

※ご不明な点は市ホームページもしくは担当課にお問い合わせください

意見募集

対象	募集期間	担当課
都市計画マスタープラン(案)の公表と意見照会	11月5日(火) ～12月5日(木)	都市計画課 ☎421-6141 FAX424-8921 ✉ytoshi@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱(案)等の公表と意見照会	9月27日(金) ～10月28日(月)	保育課 ☎420-7526 ※10月11日まで☎379-5617 FAX424-2011 ✉yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

①市内在住・在勤・在学の方

②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体

③対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の閲覧方法

担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから閲覧可

意見提出方法

募集期間内に、意見書(様式は担当課窓口、市ホームページから入手可能)に必要な事項(住所、氏名、連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#)[トップページ](#)[市政情報](#)[主な施策・計画・取り組み](#)[構想・計画](#)[都市計画・住宅・道路](#)[四街道市都市計画マスタープラン](#)[新たな都市計画マスタープラン](#)

(意見提出手続) 新たな四街道市都市計画マスタープラン（案）に係る意見の募集について

(意見提出手続) 新たな四街道市都市計画マスタープラン（案）に係る意見の募集について

更新：2024年11月5日

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が創意工夫の下に市民の意見を反映し、都市の将来のあるべき姿やまちづくりの基本的な方針を定めるものです。

平成18年に策定した四街道市都市マスタープランが令和7年に目標年を迎えることから、現在、新たな四街道市都市計画マスタープランの策定を進めているところです。

策定に当たり、市民の皆様からのご意見を頂くために、市ではこれまでにアンケート調査や地域別懇談会を実施してきましたが、このたび、より多様なご意見を頂きたく、意見提出手続（パブリックコメント）を実施します。

計画等の案

四街道市都市計画マスタープラン（案）

資料の閲覧方法

窓口

(1) 閲覧場所

都市計画課（市役所 本庁舎本館1号棟 2階）
情報公開室（市役所 本庁舎本館1号棟 3階）
四街道公民館
千代田公民館
旭公民館
南部総合福祉センター わろうべの里

(2) 閲覧日時

日にち：令和6年11月5日（火曜）から令和6年12月5日（木曜）まで
時 間：（都市計画課、情報公開室）午前8時30分から午後5時15分まで
（公民館、わろうべの里）午前9時から午後9時まで
土曜、日曜、祝日、休館日を除きます

市ホームページ

- [1 表紙・目次（PDF：88KB）](#)
- [2 序章（はじめに）（PDF：1,278KB）](#)
- [3 1章（四街道市の概況と課題）（PDF：1,963KB）](#)
- [4 2章（全体構想）（PDF：3,375KB）](#)
- [5 3章（地域別構想）（PDF：4,130KB）](#)
- [6 4章（実現に向けて）（PDF：468KB）](#)

意見募集期間

日にち：令和6年11月5日（火曜）から令和6年12月5日（木曜）まで

意見提出ができる方

新たな都市計画マスタープラン

(意見提出手続) 新たな四街道市都市計画マスタープラン（案）に係る意見の募集について

[都市計画マスタープラン（骨子案）のパネル展示とオープンハウスを開催します（終了）](#)

[都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します（終了）](#)

[四街道市都市計画マスタープラン策定委員会](#)

[「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）](#)



情報が
見つからないときは



AIチャットボットです!
ご利用を伺います



市内に住所を有する方
市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
市内の事務所等に勤務する方
市内の学校に在学する方
対象の行政活動に利害関係を有する方(脚注)

(脚注) 市内に土地等を所有している方、市内の施設を利用している方をいいます。

意見提出様式

ご意見の記載は、以下の様式を使用してください。
なお、文章による提出が困難な方は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

[意見書 様式 \(ワード: 28KB\)](#)

意見提出方法

持参の場合

提出先: 市役所 本庁舎本館1号棟 2階 都市計画課窓口
時 間: 午前8時30分から午後5時15分まで
土曜、日曜、祝日を除きます

郵送の場合

郵送先: 〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市 都市部 都市計画課 都市計画係 宛て
令和6年12月5日(木曜)必着

FAXの場合

送信先: 043-424-8921
四街道市 都市部 都市計画課 都市計画係 宛て

メールの場合

以下をご記入の上、上記「意見書 様式」を添付し送信してください。

(1) メール記載事項

件名「(意見提出手続) 四街道市都市計画マスタープラン(案)」
住所
氏名(ふりがな)

(2) 送信先

アドレス: ytoshi#city.yotsukaido.chiba.jp (メールアドレスの#を@に変換して送信)
四街道市 都市部 都市計画課 都市計画係 宛て

(3) 注意事項

メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでです。5MBを超える場合はファイルを分割して送信してください。

電子申請

上記「意見書 様式」をダウンロードの上、必要事項を記入し、下記リンクの電子申請フォームから添付して提出してください。

[電子申請](#)

(1) 注意事項

電子申請機能を利用して意見書を提出していただく関係上、入力項目に「申請」との記載がありますが、「意見書」と読み替えて利用します。
備考欄は「なし」と記載してください。

注意事項

提出されたご意見は、市ホームページにて公表予定です。
ご意見を頂いた方に対し、市から直接回答はいたしません。
賛否のみを記載したものや趣旨が不明瞭なもの等に対しては、市の考え方を示さないことがあります。
個人情報の記載や特定の個人等を誹謗中傷するような内容は、公表いたしません。



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年12月12日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市都市計画マスタープラン（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

提出された意見なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正なし

4 その他

上記の別紙は、都市部都市計画課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ

（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/torikumi/koso/toshikeikaku/toshikeikaku/toshikeikaku/pabukome-tosimasu.html>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

都市部都市計画課（TEL 043-421-6141）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#)[トップページ](#)[市政情報](#)[主な施策・計画・取り組み](#)[構想・計画](#)[都市計画・住宅・道路](#)[四街道市都市計画マスタープラン](#)[新たな都市計画マスタープラン](#)

(意見提出手続) 新たな四街道市都市計画マスタープラン（案）に係る意見の募集について（終了）

(意見提出手続) 新たな四街道市都市計画マスタープラン（案）に係る意見の募集について（終了）

更新：2024年12月12日

結果について

新たな四街道市都市計画マスタープラン（案）に係る意見の募集を実施した結果は以下のとおりです。

意見の提出状況

意見を提出した人 0人
提出された意見の数 0件

今後の予定について

新たな都市計画マスタープラン（案）について意見の提出がなかったことから、原案のとおり令和6年度第2回四街道市都市計画審議会に諮った後、今年度末に策定予定となります。
都市計画審議会の開催結果については、以下のページに公表予定です。

[四街道市都市計画審議会](#)

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が創意工夫の下に市民の意見を反映し、都市の将来のあるべき姿やまちづくりの基本的な方針を定めるものです。

平成18年に策定した四街道市都市マスタープランが令和7年に目標年を迎えることから、現在、新たな四街道市都市計画マスタープランの策定を進めているところです。

策定に当たり、市民の皆様からのご意見を頂くために、市ではこれまでにアンケート調査や地域別懇談会を実施してきましたが、このたび、より多様なご意見を頂きたく、意見提出手続（パブリックコメント）を実施します。

計画等の案

[四街道市都市計画マスタープラン（案）](#)

資料の閲覧方法

窓口

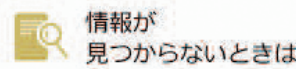
(1) 閲覧場所

都市計画課（市役所 本庁舎本館1号棟 2階）
情報公開室（市役所 本庁舎本館1号棟 3階）
四街道公民館
千代田公民館
旭公民館
南部総合福祉センター わろうべの里

(2) 閲覧日時

日にち：令和6年11月5日（火曜）から令和6年12月5日（木曜）まで
時 間：（都市計画課、情報公開室）午前8時30分から午後5時15分まで
（公民館、わろうべの里）午前9時から午後9時まで
土曜、日曜、祝日、休館日を除きます

市ホームページ

[新たな都市計画マスタープラン](#)[都市計画マスタープランを策定しました](#)[（意見提出手続）新たな四街道市都市計画マスタープラン（案）に係る意見の募集について（終了）](#)[都市計画マスタープラン（骨子案）のパネル展示とオープンハウスを開催します（終了）](#)[都市計画マスタープラン地域別懇談会を開催します（終了）](#)[四街道市都市計画マスタープラン策定委員会](#)[「都市計画マスタープランに係るアンケート調査」の回答にご協力ください（終了）](#)

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 都市部都市計画課 都市計画係

行政活動の名称		四街道市都市計画マスタープランの策定					
審議会等の名称		四街道市都市計画審議会			委員数(うち公募)		13(3)人
実施	意見を求めた日	R7年2月19日		☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()			
	計画等、資料の名称	四街道市都市計画マスタープラン概要版、 四街道市都市計画マスタープラン(案)					
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 []内に傍聴者数	R4年10月12日(水)	(3)	[0]	R7年2月19日(水)	(3)	[0]
		R5年8月17日(木)	(2)	[0]	年 月 日()	()	[]
		R6年1月30日(火)	(3)	[0]	年 月 日()	()	[]
		R6年10月16日(水)	(3)	[1]	年 月 日()	()	[]
	意見提出された日	R7年2月19日		☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他()			
意見提出に至る審議過程	四街道市都市計画マスタープラン策定委員会、四街道市都市計画マスタープラン内部検討委員会で精査されたマスタープランの最終案に対して答申が成された。						
結果	意見の取り扱い	四街道市都市計画マスタープランの最終案に対し、意見なしとして答申が成された。					
	公表日(公告日)・公告番号	R7年2月28日 四街道市公告第41号					
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R7年2月28日		☐ 回覧 年 月 日	
		☐ その他()					

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

都 第 1 7 3 号

令和7年2月19日

四街道市都市計画審議会

会長 寺木 彰浩 様

四街道市長 鈴木 陽介



四街道市都市計画マスタープランの策定について（諮問）

このことについて、都市計画法第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針である四街道市都市計画マスタープランの策定にあたり、貴審議会に諮問いたします。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和7年2月28日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市都市計画審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市都市計画マスタープラン（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

出された意見なし

3 その他

上記の別紙は、都市部都市計画課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ

(https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/johokokai/shingikai/kaigi_kekka/6nennkaigi/ysomu20250221.html)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

都市部都市計画課（Tel 043—421—6141）

四 都 審 第 4 号

令和7年2月19日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市都市計画審議会

会長 寺 木 彰 浩



四街道市都市計画マスタープランの策定について（答申）

令和7年2月19日付け都第173号で諮問のありましたこのことについて、
特に意見はありません。



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [情報公開等・委員会・審議会](#) [委員会・審議会](#) [会議開催結果](#) [令和6年度会議開催結果](#)

令和6年度 第2回 四街道市都市計画審議会

令和6年度 第2回 四街道市都市計画審議会

更新：2025年2月28日

会議の開催結果について

1.会議名

令和6年度 第2回 四街道市都市計画審議会

2.開催日時

令和7年2月19日（水曜）午後2時から午後3時15分まで

3.開催場所

四街道市企業庁舎 2階会議室

4.会議の概要

- 諮問第1号 四街道市都市計画マスタープランの策定について、諮問を諮り、答申を得た。
- 報告事項 都市計画法第34条第11号に係る千葉県条例第3条第2項の規定に基づく区域の指定（案）について、報告を行った。

5.公開・非公開の別

公開

6.傍聴人数

0人

7.問合せ先

担当課名:都市計画課

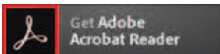
電話番号:043-421-6141

[令和6年度 第2回 四街道市都市計画審議会会議録 \(PDF : 194KB\)](#)

[会議資料 \(PDF : 19,880KB\)](#)

[四街道市都市計画審議会の詳細](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

総務部総務課

電話：043-421-6101 043-421-6103（情報公開室）

令和6年度会議開催結果

[令和6年度 第2回 四街道市立図書館協議会](#)

[令和6年度 第2回 四街道市生涯学習審議会](#)

[令和6年度 第2回 四街道市史編さん委員会](#)

[令和6年度 第2回 四街道市社会教育委員会議](#)

[令和6年度 第2回 四街道市文化財審議会](#)

[令和6年度 第3回 四街道市地域包括支援センター運営等協議会](#)

[令和6年度 第2回 四街道市特別支援連携協議会](#)

[令和6年度 第3回 四街道市国民健康保険運営協議会](#)

[令和6年度 第2回 四街道市都市計画審議会](#)

[令和6年度 第3回 四街道市みんなで地域づくり推進委員会](#)

[令和6年度 第3回 四街道市総合計画審議会](#)

[令和6年度 第1回 四街道市スポーツ推進審議会](#)

[令和6年度 第2回 四街道市市民参加推進評価委員会](#)

[令和6年度 第2回 四街道市保健福祉審議会](#)

[令和6年度 第1回 四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会](#)

[令和6年度 第2回 四街道市学校給食運営委員会](#)

AIチャットボットです！
ご用件を伺います
市子ども子育て会議



[ページの先頭へ](#)

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】危機管理室 危機管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市国民保護計画の改訂				
概 要	国の基本指針の変更等との整合性等を図るための改訂				
市民参加手続の 対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R6年12月19日改訂	行政活動実施時期 *2	R6年12月19日	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	国民保護計画修正案に係るパブリックコメント	R6年10月22日	R6年10月22日 ～11月21日	0人 0件	R6年11月27日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)				人 ()人	
市民会議手続 (第4号)	防災に関するワークショップ	R5年8月3日	R5年9月20日 ～11月15日	13人	R5年12月5日
その他の方法 (第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート4【市民会議手続】

【担当課・係名】 危機管理監危機管理室危機管理係

行政活動の名称		第2期四街道市国土強靱化地域計画の策定、四街道市地域防災計画及び四街道市国民保護計画の改訂		
市民会議の名称		防災に関するワークショップ	構成員数	13人
募 集	募集期間	R5年8月3日 ～ R5年8月31日		
	募集方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R5年8月3日 ☒ 回覧 R5年8月16日 ☒ その他(防災士宛て直接通知)		
	市民会議に求めた成果物	第2期四街道市国土強靱化地域計画の策定、四街道市地域防災計画及び四街道市国民保護計画の改訂に際し、意見の方向性を見出すために設置した「市民会議」を開催し、「意見書」を取りまとめて市に提出した。		
実 施	開催期日 ()内に出席者数	R5年9月20日(水) (13)	年 月 日()	()
		R5年10月18日(水) (13)	年 月 日()	()
		R5年11月15日(水) (11)	年 月 日()	()
		年 月 日()	()	年 月 日() ()
	市民会議への市職員、有識者等の関与 (条例第12条第3項の規定による対応)			
意見提出された日		R5年11月15日		
結 果	意見の取り扱い	意見の全部または一部を計画案に反映するもの 4件 既に現計画に意見の全部または一部が記載されているもの 17件		
	公表日(公告日)・公告番号	R5年12月5日 四街道市公告第316号		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R5年12月5日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [今年度終了した市民参加手続](#) ▶ 防災に関するワークショップ参加者募集

防災に関するワークショップ参加者募集

更新：2023年8月3日

市では、防災に関する市民の皆様の考え方や意見等を聴き、地域防災計画、国土強靱化地域計画及び国民保護計画を改訂する際の参考にしたいと考えています。そこで、市民の皆様に防災に関して話し合っていたく機会としてワークショップの開催を予定していますので、参加者を募集します。

開催日程

1回目 令和5年9月20日（水曜）午後6時30分から午後8時30分まで
2回目 令和5年10月18日（水曜）午後6時30分から午後8時30分まで
3回目 令和5年11月15日（水曜）午後6時30分から午後8時30分まで

開催場所

市役所分館1階会議スペース

テーマ

「自然災害や武力攻撃等に対してできること」

募集人数

20人
（注釈）応募多数の場合、男女比、年齢構成、地域構成を考慮して決定します。

応募資格

市内在住・在勤・在学の満18歳以上の人で、3回とも出席が可能な人

応募方法

参加申込書に必要事項を記入の上、危機管理室宛てに郵送、持参、または、FAXいただくか、市のホームページよりお申し込みください。

- 参加申込書は危機管理室にて配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- 市ホームページからお申し込みいただく場合は、ホームページのトップ画面下部の[市へのお問い合わせ（組織案内）]より「危機管理室」を選択し、問い合わせフォームに氏名（ふりがな）、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを記入し、「お問い合わせ内容」欄に、職業、市政に関する活動の経験を入力したうえで、「ワークショップ参加希望」と明記のうえ送信してください。
- 応募結果については、応募者宛て別途通知いたします。

 [参加申込書（ワード：15KB）](#)

応募期限

令和5年8月31日（木曜）（いずれの方法による申し込みも期限までに必着のこと。）

その他

参加に対しての報酬、謝礼等はありません。

問い合わせ及び応募先

今年度終了した市民参加手続

- ▶ [（意見提出手続）四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画（案）にかかる意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）「四街道市総合計画（案）」に対する意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市総合計画（基本構想・第1期基本計画）策定に係る四街道市総合計画審議会（結果公表）](#)
- ▶ 防災に関するワークショップ参加者募集（募集は終了しました）

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所危機管理室
電話043-421-6102
Fax 043-424-8922

お問い合わせ

危機管理監危機管理室
電話：043-421-6102

この担当課にメールを送る

 [ページの先頭へ](#)

- ▶ [防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表](#)
- ▶ [（市民会議手続）第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第3次四街道市環境基本計画（案）に係る四街道市環境審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- ▶ [（審議会等手続）第9次四街道市行財政改革推進計画（案）に係る四街道市行財政改革審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について](#)
- ▶ [（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続きについて（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（市民会議）よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催しました（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



防災に関するワークショップ参加者募集

市では、防災に関する市民の皆様の考え方や意見等を聴き、地域防災計画、国土強靱化地域計画及び国民保護計画を改訂する際の参考にしたいと考えています。そこで、市民の皆様に関し、防災に関して話し合ってください機会としてワークショップの開催を予定していますので、参加者を募集します。

○開催日程 1回目 令和5年 9月20日（水）18時30分から20時30分まで
2回目 令和5年10月18日（水）18時30分から20時30分まで
3回目 令和5年11月15日（水）18時30分から20時30分まで

○開催場所 市役所分館1階会議スペース

○テーマ 「自然災害や武力攻撃等に対してできること」

○募集人数 20人
※応募多数の場合、男女比、年齢構成、地域構成を考慮して決定します。

○応募資格 市内在住・在勤・在学の満18歳以上の人で、3回とも出席が可能な人

○応募方法 参加申込書に必要事項を記入の上、危機管理室宛てに郵送、持参、または、FAXいただくか、市のホームページよりお申し込みください。
※参加申込書は危機管理室にて配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
※市ホームページからお申し込みいただく場合は、ホームページのトップ画面下部の「市へのお問い合わせ（組織案内）」より「危機管理室」を選択し、問い合わせフォームに氏名（ふりがな）、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを記入し、「お問い合わせ内容」欄に、職業、市政に関する活動の経験を入力したうえで、「ワークショップ参加希望」と明記のうえ送信してください。
※応募結果については、応募者宛て別途通知いたします。

○応募期限 令和5年8月31日（木）（いずれの方法による申し込みも期限までに必着のこと。）

○その他 参加に対しての報酬、謝礼等はありません。

○問い合わせ
及び応募先 〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
四街道市役所危機管理室
電話 043-421-6102
Fax 043-424-8922



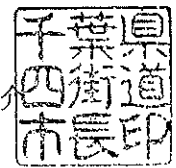
四街道市公告第316号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民会議手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第4号の市民会議手続を行ったので、条例第12条第4項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年12月 5日

四街道市長 鈴木 陽介



1 市民会議手続の対象等

(1) 市民会議の名称

防災に関するワークショップ（市民会議）

(2) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の名称

「四街道市国土強靱化地域計画」、「四街道市地域防災計画」及び「四街道市国民保護計画」に反映する内容

(3) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 会議メンバー意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 その他

上記の別紙1及び別紙2は、危機管理室の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

危機管理室（Tel. 043-421-6102）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和5年度](#)

防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表

防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表

令和5年度

更新：2023年12月5日

防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表

令和5年9月20日（水曜）から令和5年11月15日（水曜）までの期間で市民会議（ワークショップ）を開催したところ、その結果は、次のとおりとなりました。

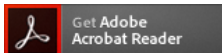
ワークショップに関する資料の概要

[ワークショップに関する資料の概要（PDF：5,644KB）](#)

提言に対する市の考え方

[提言に対する市の考え方（PDF：128KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室
電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[（意見提出手続）第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

[「四街道市国土強靱化地域計画」改定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施について（結果公表）](#)

[（意見提出手続）四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画（案）にかかる意見の募集（結果公表）](#)

[（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)

[（意見提出手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案に係る意見の募集（結果公表）](#)

[（意見提出手続）「四街道市総合計画（案）」に対する意見の募集（結果公表）](#)

[（意見提出手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

[（審議会等手続）四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)

[（審議会等手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)

[（意見提出手続）第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

×審議会

道市生涯学習推進計画等に係る審議会等手続の実施結果

AIチャットボットです！
ご用件を伺います



道市総
期基
街道市
長公表

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

行政活動の名称		四街道市国民保護計画の改訂				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市国民保護計画修正案				
	公表日(公告日)・公告番号	R6年10月22日 四街道市公告第241号 (意見提出期間の訂正:R6年11月5日 四街道市公告第264号)				
	その他の周知方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R6年10月22日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				
実施	意見提出期間	R6年10月22日 ~ R6年11月21日		31日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向		
結果	意見の取り扱い	意見の有無	☒ 無	☐ 有	件	
		意見を反映した				件
		意見を反映しなかった				件
		その他(感想、案件以外の意見等)				件
	公表日(公告日)・公告番号	R6年11月27日 四街道市公告第295号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R6年11月27日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年10月22日

四街道市長 鈴木 陽 介



1. 意見提出手続の対象

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 計画等の案の名称 | 四街道市国民保護計画修正案 |
| (2) 計画等の案の内容 | 別紙のとおり |

2. 計画等の案の入手方法

四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。なお、ホームページからの入手が難しい方には、事前の申し出（電話等）により窓口で配布する。（窓口での配布は、土、日曜日を除く8時30分から17時15分まで。）

3. 意見提出できる人

下記「4. 意見の提出方法」(1)の①から⑦に記載のある者

4. 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、下記(1)に掲げる区分に応じた必要事項を明記のうえ、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

住所、氏名、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認用として利用する。

また、提出意見は、日本語で記載するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したCD、テープ等により意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

① 市内に住所を有する者

住所、氏名、連絡先

② 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所、氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ③ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- ④ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名、連絡先、事務所又は事業所の名称及び所在地
- ⑤ 市内の学校に在学する者
氏名、連絡先、学校の名称及び所在地
- ⑥ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所、氏名、連絡先、利害関係を有する事項
- ⑦ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先、利害関係を有する事項

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

- ① 持参又は郵送する場合
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室あて
- ② FAXを利用する場合
FAX番号：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室あて
- ③ 電子メールを利用する場合
メールアドレス：yjichi@city.yotsukaido.chiba.jp 危機管理室あて
※ファイルの受取可能最大容量は3MBのため、超える場合は、分割送付のこと

5. 意見提出期間

令和6年10月22日（火）から11月20日（水）まで
※持参の場合は、土、日曜日を除く8時30分から17時15分まで
※いずれの方法による場合も、期間内必着のこと

6. 意見の概要と意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和6年11月下旬

7. 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。
- (3) 必要事項の記載のないものや、単なる賛否の表明、意見提出手続の対象に関係しない意見は受け付けない。

8. 問い合わせ先

四街道市役所 危機管理室 電話：043-421-6102

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) 令和6年度

(意見提出手続) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集

(意見提出手続) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集

更新：2024年10月22日

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

「四街道市国民保護計画」は、武力攻撃事態等の発生の際、国民の生命、身体及び財産を保護するために、国が定める「国民の保護に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）に基づき、市が実施する、避難や救援等、武力攻撃災害の対応等をあらかじめ定めるものです。市町村国民保護計画の作成及び変更については、法により、国が定める基本指針に基づき作成される県国民保護計画や他の市町村の国民保護計画との整合性の確保を図るよう努めなければならないとされています。

また、「四街道市国民保護計画」の中では、国民保護計画と地域防災計画との類似性や、事態認定前においては、地域防災計画に基づく対応を行うことが、明記されています。

「四街道市国民保護計画」の策定以降、これまで国の基本指針の変更及び基本指針の変更に伴う県国民保護計画の変更が行われてきており、また、災害対策基本法の改正等に伴い「四街道市地域防災計画」も令和5年度に改訂されたところです。

これまで、より市の役割が大きい自然災害の対応を優先的に進めてきたところですが、すでに、国の基本指針の変更等との整合性等を図らなければならない状況が生じていることから、計画修正案を策定しました。この計画の内容等について、広く皆様から意見を募集します。

対象の行政活動

四街道市国民保護計画の修正

四街道市国民保護計画修正案

[四街道市国民保護計画（案）（PDF：1,755KB）](#)

意見募集期間

令和6年10月22日（火曜）から11月20日（水曜）まで
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

- 持参
- 郵送
- FAX
- 電子メール

令和6年度

[\(意見提出手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

[\(審議会等手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に関する意見の募集](#)

(意見提出手続) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集



情報が
見つからないときは



AIチャットボットです!
ご利用を伺います



持参又は郵送する場合：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室あて

FAXを利用する場合：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室あて

電子メールを利用する場合：yjichi@city.yotsukado.chiba.jp 危機管理室あて

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。

また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見の検討結果の公表

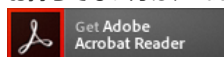
令和6年11月下旬

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

その他

修正案については、事前の申し出（電話等）により、危機管理室窓口でも配布を行います。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

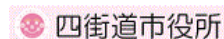
危機管理監危機管理室

電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



四街道市公告第264号

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の訂正について

令和6年10月22日付け、四街道市公告第241号で公告した意見提出手続について、公告文に一部誤りがありましたので、以下のとおり訂正します。

令和6年11月5日

四街道市長 鈴木 陽 介



1. 意見提出手続の対象

四街道市公告第241号

四街道市国民保護計画修正案

2. 訂正内容

意見提出期間

【訂正前】令和6年10月22日（火）から11月20日（水）まで

【訂正後】令和6年10月22日（火）から11月21日（木）まで



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [実施中の市民参加手続](#)

(意見提出手続) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集

(意見提出手続) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集

更新：2024年11月5日

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

「四街道市国民保護計画」は、武力攻撃事態等の発生の際、国民の生命、身体及び財産を保護するために、国が定める「国民の保護に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）に基づき、市が実施する、避難や救援等、武力攻撃災害の対応等をあらかじめ定めるものです。
市町村国民保護計画の作成及び変更については、法により、国が定める基本指針に基づき作成される県国民保護計画や他の市町村の国民保護計画との整合性の確保を図るよう努めなければならないとされています。

また、「四街道市国民保護計画」の中では、国民保護計画と地域防災計画との類似性や、事態認定前においては、地域防災計画に基づく対応を行うことが、明記されています。

「四街道市国民保護計画」の策定以降、これまで国の基本指針の変更及び基本指針の変更に伴う県国民保護計画の変更が行われてきており、また、災害対策基本法の改正等に伴い「四街道市地域防災計画」も令和5年度に改訂されたところです。

これまで、より市の役割が大きい自然災害の対応を優先的に進めてきたところですが、すでに、国の基本指針の変更等との整合性等を図らなければならない状況が生じていることから、計画修正案を策定しました。この計画の内容等について、広く皆様から意見を募集します。

対象の行政活動

四街道市国民保護計画の修正

四街道市国民保護計画修正案

[四街道市国民保護計画（案）（PDF：1.755KB）](#)

意見募集期間

令和6年10月22日（火曜）から11月21日（木曜）まで
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

- 持参
- 郵送
- FAX
- 電子メール

持参又は郵送する場合：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室あて
FAXを利用する場合：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室あて

実施中の市民参加手続

▶ (意見提出手続) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集

▶ (意見提出手続) [四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に関する意見の募集](#)



情報が
見つからないときは

電子メールを利用する場合：yjichi@city.yotsukado.chiba.jp 危機管理室あて

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。

また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見の検討結果の公表

令和6年11月下旬

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。

その他

修正案については、事前の申し出（電話等）により、危機管理室窓口でも配布を行います。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室

電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

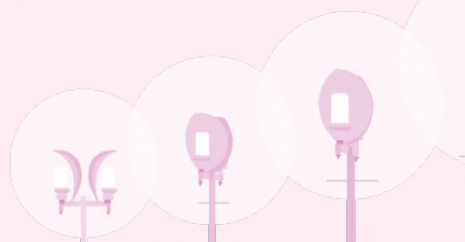
開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年11月27日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市国民保護計画修正案

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

提出された意見なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正した箇所なし

4 その他

上記の別紙1は、危機管理室の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

四街道市役所 危機管理室（TEL 043-421-6102）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#) >

(意見提出手続) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集 (結果公表)

更新：2024年11月27日

意見提出手続（パブリックコメント）の結果公表

四街道市国民保護計画修正案に関する意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

- 意見提出者数：0人
- 意見提出件数：0件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

提出意見が無いため、修正はありません。

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

「四街道市国民保護計画」は、武力攻撃事態等の発生の際、国民の生命、身体及び財産を保護するために、国が定める「国民の保護に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）に基づき、市が実施する、避難や救援等、武力攻撃災害の対応等をあらかじめ定めるものです。市町村国民保護計画の作成及び変更については、法により、国が定める基本指針に基づき作成される県国民保護計画や他の市町村の国民保護計画との整合性の確保を図るよう努めなければならないとされています。

また、「四街道市国民保護計画」の中では、国民保護計画と地域防災計画との類似性や、事態認定前においては、地域防災計画に基づく対応を行うことが、明記されています。

「四街道市国民保護計画」の策定以降、これまで国の基本指針の変更及び基本指針の変更に伴う県国民保護計画の変更が行われてきており、また、災害対策基本法の改正等に伴い「四街道市地域防災計画」も令和5年度に改訂されたところです。

これまで、より市の役割が大きい自然災害の対応を優先的に進めてきたところですが、すでに、国の基本指針の変更等との整合性等を図らなければならない状況が生じていることから、計画修正案を策定しました。この計画の内容等について、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

対象の行政活動

四街道市国民保護計画の修正

四街道市国民保護計画修正案

[四街道市国民保護計画（案）（PDF：1,755KB）](#)

意見募集期間

令和6年10月22日（火曜）から11月21日（木曜）まで
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人

今年度終了した市民参加手続

▶ (意見提出手続) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集 (結果公表)

▶ (意見提出手続) 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集 (結果公表)

▶ (審議会等手続) 「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果

▶ (意見提出手続) 「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集 (結果公表)



情報が
見つからないときは

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】都市部市街地整備課 計画用地係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市自転車活用推進計画・四街道市自転車ネットワーク計画の策定				
概 要	「自転車活用推進法」を基本とし、本市の実情に応じた自転車活用推進計画を策定するもの。また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を基本とし、自転車通行空間の効率的・効果的な整備に向けた自転車ネットワーク計画を策定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R7 年 1 月 15 日策定	行政活動実施時期 *2	R7 年 1 月 15 日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1・・・市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2・・・計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	四街道市自転車活用推進計画(案)及び四街道市自転車ネットワーク計画(案)に係るパブリックコメント	R6 年 9 月 17 日	R6 年 9 月 18 日 ～10 月 17 日	0 人 0 件	R6 年 10 月 24 日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	四街道市自転車計画協議会		R5 年 11 月 16 日 ～R6 年 8 月 28 日	1 人 7(2) 人	R6 年 10 月 29 日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)				人	
*1・・・市民会議手続:公募委員募集時期等 *2・・・意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 都市部市街地整備課 計画用地係

行政活動の名称		四街道市自転車活用推進計画・四街道市自転車ネットワーク計画の策定				
審議会等の名称		四街道市自転車計画協議会		委員数(うち公募)		7(2)人
実施	意見を求めた日	R6年8月28日(水)	☐ 諮問 ☐ 依頼 ☒ その他 (議題)			
	計画等、資料の名称	四街道市自転車活用推進計画(案)・四街道市自転車ネットワーク計画(案)				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 []内に傍聴者数	R5年11月16日(木)	(2)	[0]	年 月 日 ()	() []
		R6年2月20日(火)	(2)	[0]	年 月 日 ()	() []
		R6年5月23日(木)	(2)	[1]	年 月 日 ()	() []
		R6年8月28日(水)	(2)	[0]	年 月 日 ()	() []
	意見提出された日	R6年8月28日(水)	☐ 答申 ☐ 提言 ☒ その他 (意見)			
意見提出に至る審議過程	協議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案を作成した。					
結果	意見の取り扱い	協議の過程を反映した最終案に対し、変更なしとして、意見提出手続で提示する計画案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	R6年10月29日 四街道市公告第250号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R6年10月29日		☐ 回覧 年 月 日
☐ その他()						

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない
項 目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施（期間、公表事項の遵守等）	○	適切である。
意見の取り扱い（反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ）	○	

市民参加推進評価委員会コメント	

令和6年度 第2回 四街道市自転車計画協議会 会 議 次 第

日時：令和 6年 8月28日（水）

午後1時30分より

場所：障がい者支援課2階 会議室

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 会議録作成の取扱い
4. 会議の公開・非公開の決定
5. 議題
 - (1) 自転車活用推進計画（素案）
 - (2) 自転車ネットワーク計画（素案）
6. その他
7. 閉会

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年10月29日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市自転車計画協議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市自転車活用推進計画（案）

四街道市自転車ネットワーク計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙最終計画案のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙最終計画案のとおりとする（協議会での議論を整理、集約したものであり、また、計画案については、その意見が十分に反映されているものであるため）

3 その他

上記の最終計画案は、都市部市街地整備課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

都市部市街地整備課（Tel 043—421—6142）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [今年度終了した市民参加手続](#) ▶

(審議会等手続)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果

(審議会等手続)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果

更新：2024年10月29日

意見の概要及び意見に対する市の考え方

市民参加条例に基づく審議会等手続を実施し、四街道市自転車計画協議会にて議論を整理し、集約したものであることから意見が十分に反映されているものであるため、「別紙 最終計画案」のとおり公表します。

- ▶ [別紙 最終計画案 四街道市自転車活用推進計画 \(PDF: 12.377KB\)](#)
- ▶ [別紙 最終計画案 四街道市自転車ネットワーク計画 \(PDF: 9.875KB\)](#)

「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施

審議会等の経過

(令和6年度)

[令和6年度第1回 四街道市自転車計画協議会 \(令和6年5月23日\)](#)

[令和6年度第2回 四街道市自転車計画協議会 \(令和6年8月28日\)](#)

(令和5年度)

[令和5年度第1回 四街道市自転車計画協議会 \(令和5年11月16日\)](#)

[令和5年度第2回 四街道市自転車計画協議会 \(令和6年2月20日\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

都市部市街地整備課

電話：043-421-6142・6145

[この担当課にメールを送る](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

今年度終了した市民参加手続

▶ (審議会等手続)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果

▶ (意見提出手続)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集 (結果公表)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

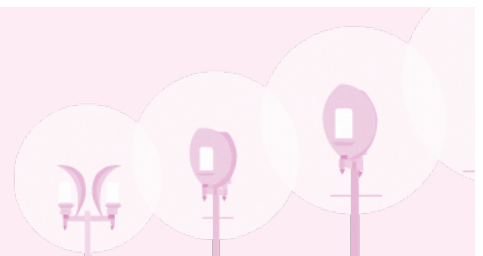
開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 都市部市街地整備課 計画用地係

行政活動の名称		四街道市自転車活用推進計画・四街道市自転車ネットワーク計画の策定				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市自転車活用推進計画(案)・四街道市自転車ネットワーク計画(案)				
	公表日(公告日)・公告番号	R6年9月17日 四街道市公告第222号				
	その他の周知方法	☒ 広報 R6年9月15日	☒ HP R6年9月17日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				
実施	意見提出期間	R6年9月18日 ~ R6年10月17日		30日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	☒ 無	☐ 有	件	
		意見を反映した	件			
		意見を反映しなかった	件			
		その他(感想、案件以外の意見等)	件			
	公表日(公告日)・公告番号	R6年10月24日 四街道市公告第245号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R6年10月24日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年9月17日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市自転車活用推進計画（案）

四街道市自転車ネットワーク計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

都市部市街地整備課の窓口（市役所新館2階 9月18日（水）から10月11日（金）まで）（市役所本館1号棟2階 10月15日（火）から10月17日（木）まで）配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先

エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

オ 市内の学校に在学する者

氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先

カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人

住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先

キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

都市部市街地整備課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8921

都市部市街地整備課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykensetsu@city.yotsukaido.chiba.jp

都市部市街地整備課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和6年9月18日（水）から10月17日（木）まで

※ 郵送・FAX及び電子メールの場合は、10月17日（木）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

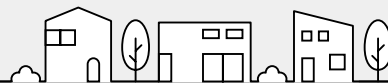
5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期
令和6年11月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

都市部市街地整備課 (Tel 043-421-6142)



災害時外国人サポーター養成講座

とき…11月4日(月)10時～16時30分
ところ…市役所4階第1・2委員会室
対象…県内に在住・在勤・在学で災害時の外国人支援活動に関心がある方
定員…20～30人程度 ※参加費無料
 ※申し込み多数の場合は抽選
内容…災害時に外国人住民を支援するボランティアを養成するため、災害時に外国人の方が直面する課題や、私たち一人ひとりが行える外国人支援について、講義と実践形式で体験する講座です
 講義「災害時の外国人支援」「能登半島地震での支援について」
 グループワーク「災害時多言語支援センター設置運営訓練」「避難所巡回訓練」
申し込み…9月15日(日)～10月7日(月)に申し込みフォームまたはメールで氏名(ふりがな)、住所、勤務先または学校名(市町村)、携帯番号、メールアドレスを送信
 ☎ 県総合企画部国際課
 ☎043-223-2436
 FAX043-224-2631
 ✉ kokusaig3@mz.pref.chiba.lg.jp
 (担当：みんなで課)



▲申し込みフォーム

文化センター臨時休館のお知らせ

10月7日(月)は館内の停電を伴う電気設備点検のため、臨時休館します。当日は文化センターの窓口がお休みとなりますのでご注意ください。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 管財課 ☎421-6112
 文化センター ☎423-1618

シニアのためのパソコン講習会

四街道公民館主催



パソコンを利用し、エクセルを学んでみませんか。
とき…10月25日(金)10時～15時
ところ…東京情報大学(現地集合)
対象…市内在住・在勤の60歳以上で、エクセル使用経験があり、キーボードから円滑に文字・数字入力が可能な方
定員…30人(定員超過の場合は抽選)
講師…東京情報大学教授 松下孝太郎氏
持ち物…筆記用具、飲み物、お弁当(学食も利用可)
申し込み…9月27日(金)までに四街道公民館へ往復はがき(当日消印有効)、または同館ホームページ内の申し込みフォームから申し込み

〈往復はがき〉

- 往信用表面(宛先)
〒284-0005 四街道1532-17
四街道公民館
 - 往信用裏面
住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・「シニアのためのパソコン講習会希望」を記入
- ※返信用はがきは郵便料金変更に伴い、85円の料金が必要です



▲市ホームページ

☎ 四街道公民館 ☎422-2926
 ✉ yotsukom@yotsu-foundation.or.jp
 (担当：社会教育課)

意見募集

対象	募集期間	担当課
市自転車活用推進計画(案) 市自転車ネットワーク計画(案)	9月18日(水)～ 10月17日(木)(必着)	市街地整備課 ☎421-6142 FAX424-8921 ✉ ykensetsu@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の閲覧方法

担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから閲覧可

意見提出方法

募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要な事項(住所、氏名、連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和6年度](#)

(意見提出手続)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集

(意見提出手続)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集

更新：2024年9月17日

「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施

「四街道市自転車活用推進計画」は、自転車活用推進法第11条に基づき、本市の実情と将来の動向を見据え、具体的に実施すべき施策を定め、快適に自転車を活用できるようにし、自転車利用の向上を図ることを目的として策定するものです。

また、「四街道市自転車ネットワーク計画」は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車通行空間の具体的な整備箇所、整備形態、整備優先度を定め、効率的・効果的に整備を進めることを目的として策定するものです。

当該計画は令和6年度から令和15年度までの10力年の計画となり、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見募集する案件

四街道市自転車活用推進計画（案）
四街道市自転車ネットワーク計画（案）

資料の閲覧方法

窓口閲覧

閲覧場所
市役所新館2階 都市部市街地整備課窓口 9月18日（水曜）から10月11日（金曜）まで
市役所本館1号棟2階 都市部市街地整備課窓口 10月15日（火曜）から10月17日（木曜）まで
閲覧時間
午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く）

市ホームページ（以下よりダウンロード）

[四街道市自転車活用推進計画（案）（PDF：12,377KB）](#)

[四街道市自転車ネットワーク計画（案）（PDF：9,875KB）](#)

意見募集期間

令和6年9月18日（水曜）から令和6年10月17日（木曜）
（注釈）持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）
（注釈）郵送の場合は、10月17日（木曜）必着

意見提出ができる人

市内に住所を有する人（脚注1）
市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
市内の事務所等に勤務する人
市内の学校に在学する人
対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。
（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

令和6年度

[\(意見提出手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

[\(審議会等手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(意見提出手続\)四街道市子どもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市子どもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集（結果公表）](#)

[\(意見提出手続\)四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集（結果公表）](#)

[\(審議会等手続\)四街道市子ども計画の策定に係る四街道市子ども・子育て会議（結果公表）](#)

[\(市民会議手続\)文化センタ一大規模改修工事に関する市民会議手続（結果公表）](#)

[\(意見提出手続\)四街道市子ども計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

[\(意見提出手続\)四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

[\(審議会等手続\)四街道市地域公共交通計画の策定に係る四街道市地域公共交通会議（結果公表）](#)

(意見提出手続)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集

AIチャットボットです！
ご利用を伺います



意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

[\(任意様式\) 意見提出手続意見用紙 \(ワード：17KB\)](#)

意見書様式 (word) のダウンロードができます。

持参

市役所新館2階 都市部市街地整備課窓口 9月18日 (水曜) から10月11日 (金曜) まで
市役所本館1号棟2階 都市部市街地整備課窓口 10月15日 (火曜) から10月17日 (木曜) まで
午前8時30分から午後5時15分 (土曜、日曜、祝日を除く。)

郵送

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市都市部市街地整備課あて
令和6年10月17日 (木曜) 必着

FAX

043-424-8921
四街道市都市部市街地整備課あて

電子メール

メールアドレス：ykensetsu#city.yotsukaido.chiba.jp
(#を@に変換して送信)
四街道市都市部市街地整備課あて
(脚注1) メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
(脚注2) 添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
(脚注3) 電子ファイルの受取可能最大容量は3メガバイトとなっているため、それを超える場合はファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表

令和6年11月頃に市ホームページ等で公表します。
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。
(脚注1) 賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。
(脚注2) 氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

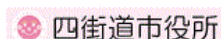
お問い合わせ

都市部市街地整備課
電話：043-421-6142・6145

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)



AIチャットボットです!
ご用件を伺います



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年10月24日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市自転車活用推進計画（案）

四街道市自転車ネットワーク計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

提出された意見なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正した箇所なし

4 その他

都市部市街地整備課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

都市部市街地整備課（Tel 043-421-6142）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集(結果公表)

(意見提出手続)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集(結果公表)

更新: 2024年10月24日

「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見提出手続(パブリックコメント)の結果公表

「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

- 意見提出者数: 0人
- 意見提出件数: 0件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

提出意見が無いため、修正はありません。

「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見提出手続(パブリックコメント)の実施

「四街道市自転車活用推進計画」は、自転車活用推進法第11条に基づき、本市の実情と将来の動向を見据え、具体的に実施すべき施策を定め、快適に自転車を活用できるようにし、自転車利用の向上を図ることを目的として策定するものです。

また、「四街道市自転車ネットワーク計画」は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車通行空間の具体的な整備箇所、整備形態、整備優先度を定め、効率的・効果的に整備を進めることを目的として策定するものです。

当該計画は令和6年度から令和15年度までの10力年の計画となり、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

意見募集する案件

四街道市自転車活用推進計画(案)
四街道市自転車ネットワーク計画(案)

資料の閲覧方法

窓口閲覧

閲覧場所

市役所新館2階 都市部市街地整備課窓口 9月18日(水曜)から10月11日(金曜)まで

市役所本館1号棟2階 都市部市街地整備課窓口 10月15日(火曜)から10月17日(木曜)まで

閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分(土曜、日曜、祝日を除く)

市ホームページ(以下よりダウンロード)

[四街道市自転車活用推進計画\(案\)\(PDF: 12.377KB\)](#)

[四街道市自転車ネットワーク計画\(案\)\(PDF: 9.875KB\)](#)

意見募集期間

令和6年9月18日(水曜)から令和6年10月17日(木曜)

今年度終了した市民参加手続

[\(審議会等手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(意見提出手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集\(結果公表\)](#)

情報が
見つからないときは

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】地域共創部くらし安全交通課 交通政策係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市地域公共交通計画の策定				
概 要	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本市における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を定めるもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R7 年 3 月 4 日策定	行政活動実施時期 *2	R7 年 4 月 1 日施行	実施段階(PDCA)*3	P
*1・・・市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2・・・計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	四街道市地域公共交通計画(案)に係るパブリックコメント	R7 年 2 月 1 日	R7 年 2 月 1 日 ～3 月 2 日	2 人 ----- 3 件	R7 年 3 月 3 日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	四街道市地域公共交通会議		R6 年 5 月 13 日 ～R7 年 1 月 30 日	9 人 ----- 25(5) 人	R7 年 1 月 31 日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)	アンケート調査	R6 年 7 月 25 日	R6 年 7 月 25 日 ～8 月 9 日	2,438 人	R7 年 1 月 31 日
*1・・・市民会議手続:公募委員募集時期等 *2・・・意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 地域共創部くらし安全交通課 交通政策係

行政活動の名称		四街道市地域公共交通計画の策定		
方法名		アンケート調査		
方法の概要		市民(無作為で抽出した15歳以上3,000人)、市内循環バス「ヨッピー」利用者、鉄道・路線バス・タクシー利用者、交通事業者、関係団体、民生委員・児童委員を対象に依頼文を送付又は直接配付し、電子、紙媒体等で回答を得る。		
周 知	開始日	R6 年 7 月 25 日		
	周知方法	☐ 広報 年 月 日 ☐ HP 年 月 日 ☐ 回覧 年 月 日 ☒ その他(依頼文)		
実 施	期間	R6 年 7 月 25 日 ～ R6 年 8 月 9 日		16 日間
	対象者	市民、利用者、交通事業者、関係団体、民生委員・児童委員	属性の傾向	地域公共交通
結 果	意見の取り扱い	四街道市地域公共交通会議における審議の参考とし、意見提出手続で提示する計画案に反映した。		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R7 年 1 月 31 日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
	備考(特記事項)	計画書内に掲載		

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市公共交通に関する市民アンケート調査

市民の皆様には、日頃より市政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、鉄道・バス・タクシーなどの公共交通は、通勤、通学、通院といった市民の生活に必要な移動手段として欠かすことのできない役割を担っています。

その一方で、少子高齢化などにより、公共交通の利用状況は変化することが予想されており、今後の公共交通のあり方が問われています。

今回の市民アンケート調査は、公共交通に関する利用状況や利用意向、将来の方向性などについてご意見をお伺いし、これからの公共交通のあり方を検討する上での基礎資料とすることを目的に実施するものです。

本調査は、15歳以上の市民の皆様の中から無作為で抽出した3,000人を対象にご協力をお願いしています。なお、ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理し、調査目的以外に使用することはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、今後の四街道市の公共交通を考えていく上で、重要な調査となりますので、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年7月

四街道市長 鈴木 陽介

【アンケート記入にあたってのお願い】

- 1 ご回答は、宛名にあるご本人にご記入をお願いしますが、ご本人が記入できない場合は、ご家族の方などが代わりにご記入いただいても結構です。
- 2 回答方法は、番号に○を付けていただくものと、ご記入いただくものがあります。() 内には、具体的な内容をご記入ください。
- 3 回答は、下記の①または②のどちらかの方法で、令和6年8月9日(金)までにご回答ください。

①郵送でご回答の場合

調査票に直接ご回答をご記入いただき、同封の返信用封筒に入れ、ご返送ください。(切手は不要です)

②インターネットでご回答の場合

右記のQRコードまたはURLアドレスから、ご回答サイトへお進みください。



《URL》

<https://forms.gle/iafnbb2khjn6KaWV7>

【問い合わせ先】

四街道市役所 地域共創部 くらし安全交通課(担当:交通政策係)

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 TEL: 043-421-6104

E-mail: yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 地域共創部くらし安全交通課 交通政策係

行政活動の名称		四街道市地域公共交通計画の策定					
審議会等の名称		四街道市地域公共交通会議			委員数(うち公募)		25(5)人
実施	意見を求めた日	R6年12月25日		☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()			
	計画等、資料の名称	四街道市地域公共交通計画(案)					
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R6年5月13日(月)	(5)	[2]	R7年1月30日(木)	(3)	[2]
		R6年6月28日(金)	(3)	[2]	年 月 日()	()	[]
		R6年10月21日(月)	(3)	[2]	年 月 日()	()	[]
		R6年12月25日(水)	(3)	[1]	年 月 日()	()	[]
	意見提出された日	R7年1月30日		☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他()			
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。						
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する計画案を作成した。					
	公表日(公告日)・公告番号	R7年1月31日 四街道市公告第24号					
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R7年1月31日		☐ 回覧 年 月 日	
☐ その他()							

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

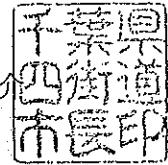
く 第 1 4 8 号

令和6年12月25日

四街道市地域公共交通会議

会長 小早川 悟 様

四街道市長 鈴木 陽介



四街道市地域公共交通計画について（諮問）

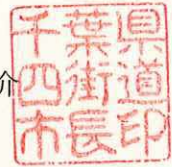
四街道市地域公共交通会議条例（平成23年9月30日条例第23号）第2条の規定により、四街道市地域公共交通計画について、貴審議会の意見を求めます。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和7年1月31日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市地域公共交通会議

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市地域公共交通計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続で提示する計画案を作成する。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、
地域共創部くらし安全交通課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

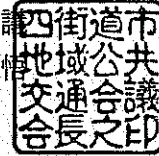
4 問合せ先

地域共創部くらし安全交通課（Tel 043-421-6104）

令和7年1月30日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市地域公共交通会議
会 長 小 早 川 慎



四街道市地域公共交通計画について（答申）

令和6年12月25日付け く第148号 で諮問のありましたこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

1. 答申

四街道市地域公共交通計画については、別添の四街道市地域公共交通計画（案）の
とおりとされたい。

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和6年度](#)

(審議会等手続) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る四街道市地域公共交通会議 (結果公表)

(審議会等手続) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る四街道市地域公共交通会議 (結果公表)

更新：2025年1月31日

四街道市地域公共交通計画に関する四街道市地域公共交通会議への諮問

四街道市地域公共交通計画の策定について、令和6年12月25日開催の四街道市地域公共交通会議において次のとおり諮問しました。

[諮問書 \(PDF : 32KB\)](#)

四街道市地域公共交通会議からの答申

令和7年1月30日に次のとおり答申を受けました。

[答申書 \(PDF : 53KB\)](#)[四街道市地域公共交通計画 \(案\) \(PDF : 7,630KB\)](#)

答申に対する市の考え方

答申は、四街道市地域公共交通会議での議論を整理・集約したものであり、計画案はその意見が反映されたものであるため、修正は行いませんでした。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

地域共創部くらし安全交通課

電話：043-421-6107（くらし安全係）・043-421-6104（交通政策係） ファクス：043-424-8922

[この担当課にメールを送る](#)[ページの先頭へ](#)

令和6年度

[\(意見提出手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)[\(審議会等手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)[\(意見提出手続\) 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)[\(意見提出手続\) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)[\(審議会等手続\) 四街道市こども計画の策定に係る四街道市子ども・子育て会議 \(結果公表\)](#)[\(市民会議手続\) 文化センター大規模改修工事に関する市民会議手続 \(結果公表\)](#)[\(意見提出手続\) 四街道市こども計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)[\(意見提出手続\) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

(審議会等手続) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る四街道市地域公共交通会議 (結果公表)



情報が
見つからないときは



AIチャットボットです!
ご利用を伺います

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#) 四街道市役所[市役所への行き方](#)[市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289



実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 地域共創部くらし安全交通課 交通政策係

行政活動の名称		四街道市地域公共交通計画の策定				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市地域公共交通計画(案)				
	公表日(公告日)・公告番号	R7年2月1日 四街道市公告第25号				
	その他の周知方法	☒ 広報 R7年2月1日	☒ HP R7年2月1日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				
実施	意見提出期間	R7年2月1日(土) ~ R7年3月2日(日)		30日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	2人 団体	2件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	☐ 無	☒ 有	3件	
		意見を反映した	0件			
		意見を反映しなかった	1件			
		その他(感想、案件以外の意見等)	2件			
	公表日(公告日)・公告番号	R7年3月3日 四街道市公告第43号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R7年3月3日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和7年2月1日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

- (1) 計画等の案の名称
四街道市地域公共交通計画（案）
- (2) 計画等の案の内容
別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

地域共創部くらし安全交通課の窓口（市役所本庁舎3階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

- ア 市内に住所を有する者
住所及び氏名、連絡先
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人
住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
地域共創部くらし安全交通課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8922
地域共創部くらし安全交通課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp
地域共創部くらし安全交通課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和7年2月1日（土）から3月2日（日）まで

※ 郵送の場合は、3月2日（日）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和7年3月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

地域共創部くらし安全交通課 (Tel. 043-421-6104)

ご利用ください

水道料金や下水道使用料のお支払いは 便利な口座振替で

水道料金や下水道使用料の支払い方法を口座振替にすると、支払いを忘れることがなくなり、支払いの手間や時間を省けます。便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替の申し込みをする場合は、次のいずれかの方法で手続きをお願いします。

なお、口座振替の手続きが完了するまでに、1〜2カ月程度かかる場合があります。

① ヴェオリア・ジェネッツ(株)四街道営業所(☎4333-1414)

→ 連絡し、送付される口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、返信用封筒で返送する

② 通帳、金融機関の届出印、水栓番号と道順番号が分かる「使用水量等のお知らせ」(検針票)または納入通知書を持参し、通知書に記載の取扱金融機関窓口で手続きを行う

☎ 経営業務課 ☎421-3683

J-ALERT

全国一斉情報伝達訓練を実施します

J-ALERTは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報などの緊急情報を、国が市町村の防災行政無線を自動起動し、瞬時に住民の皆さんに伝達するシステムです。J-ALERTの動作確認のため、市内の防災行政無線子局(スピーカー)から、試験放送が流れます。

とき: 2月12日(水)11時

※中止になる場合があります

※当日10時ごろに「試験放送が流れます」という広報放送をします

※弾道ミサイル発射時の行動については市ホームページをご確認ください

☎ 危機管理室 ☎421-6102

意見募集

対象	募集期間	担当課
四街道市地域公共交通計画(案)	2月1日(土)～3月2日(日)	くらし安全交通課 ☎421-6104 FAX424-8922 ✉ yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市こども計画(案)		子育て支援課 ☎421-6124 FAX424-2011 ✉ ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

- ① 市内在住・在勤・在学の方
- ② 市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③ 対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の閲覧方法

担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから閲覧可

意見提出方法

募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要事項(住所、氏名、連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

市ホームページに広告を掲載してみませんか

市では、会社やお店のPRなどの広告を掲載する事業者を募集しています。

掲載料……………1枠10,000円(市外事業者15,000円)

広告規格…………縦60ピクセル×横150ピクセル

データ形式…GIFまたはJPEG(アニメ不可)

その他、申し込み方法などは、市ホームページをご覧ください

☎ 政策推進課 ☎421-6162

5年度
トップページ
月間アクセス数
約3万件(月平均)



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) 令和6年度

(意見提出手続) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集

(意見提出手続) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集

更新：2025年2月1日

四街道市地域公共交通計画の策定に係るパブリックコメントの実施

四街道市地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び推進に関する基本的な方針などを示した法定計画となります。
当該計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年の計画となり、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案

四街道市地域公共交通計画（案）

資料の閲覧方法

窓口閲覧

【閲覧場所】
くらし安全交通課窓口（市役所3階）
【閲覧時間】
午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

市ホームページ（以下よりダウンロード）

[四街道市地域公共交通計画（案）（PDF：7,630KB）](#)

意見募集期間

令和7年2月1日（土曜）から令和7年3月2日（日曜）
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

・市内に住所を有する人
・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
・市内の事務所等に勤務する人
・市内の学校に在学する人
・対象の行政活動に利害関係を有する人（市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。）
（注釈）国籍、年齢等は問いません。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

[意見書（ワード：18KB）](#)

意見書様式（WORD）のダウンロードができます。
上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入してください。

持参

令和6年度

[（意見提出手続）「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

[（審議会等手続）「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[（意見提出手続）四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集（結果公表）](#)

[（意見提出手続）四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集（結果公表）](#)

[（審議会等手続）四街道市こども計画の策定に係る四街道市子ども・子育て会議（結果公表）](#)

[（意見提出手続）四街道市こども計画の策定に係る意見の募集](#)

（意見提出手続）四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集

[（審議会等手続）四街道市地域公共交通計画の策定に係る四街道市地域公共交通会議（結果公表）](#)

 **情報が
見つからないときは**



市役所3階 くらし安全交通課窓口

郵送

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市地域共創部くらし安全交通課あて

FAX

043-424-8922
四街道市地域共創部くらし安全交通課あて

電子メール

メールアドレス：yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市地域共創部くらし安全交通課あて

- ・メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
- ・添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
- ・メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表

令和7年3月頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

- ・賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。
- ・氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



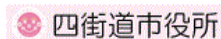
Get Adobe Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

地域共創部くらし安全交通課

電話：043-421-6107（くらし安全係）・043-421-6104（交通政策係） ファクス：043-424-8922

[この担当課にメールを送る](#)[ページの先頭へ](#)[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います

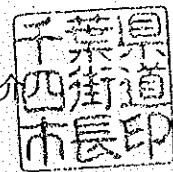


四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和7年3月3日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市地域公共交通計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 その他

上記の別紙1、2は、地域共創部くらし安全交通課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

地域共創部くらし安全交通課（Tel. '043-421-6104）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) » [市政情報](#) » [市政への参加](#) » [市民参加](#) » [実施中の市民参加手続](#) »

(意見提出手続) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

更新：2025年3月3日

四街道市地域公共交通計画の策定に係るパブリックコメントの結果公表

四街道市地域公共交通計画に係るパブリックコメントを実施したところ、その結果の概要は以下の通りとなりましたので公表します。

意見の提出状況

意見提出者：2人
意見提出件数：3件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

[↓ 意見の概要と市の考え方 \(PDF：200KB\)](#)

四街道市地域公共交通計画の策定に係るパブリックコメントの実施

四街道市地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び推進に関する基本的な方針などを示した法定計画となります。

当該計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年の計画となり、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

計画等の案

四街道市地域公共交通計画 (案)

資料の閲覧方法

窓口閲覧

【閲覧場所】

くらし安全交通課窓口 (市役所3階)

【閲覧時間】

午前8時30分から午後5時15分 (土曜、日曜、祝日を除く。)

市ホームページ (以下よりダウンロード)

[↓ 四街道市地域公共交通計画 \(案\) \(PDF：7,630KB\)](#)

意見募集期間

令和7年2月1日 (土曜) から令和7年3月2日 (日曜)

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分 (土曜、日曜、祝日を除く。)

意見提出ができる人

- ・ 市内に住所を有する人
- ・ 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市内の事務所等に勤務する人
- ・ 市内の学校に在学する人
- ・ 対象の行政活動に利害関係を有する人 (市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人)

実施中の市民参加手続

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市子ども計画の策定に係る意見の募集](#)

▶ (意見提出手続) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る四街道市地域公共交通会議 \(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市こども計画の策定(令和7年度～令和11年度)				
概 要	こども基本法第10条の規定に基づき、少子化対策、若者支援、子どもの貧困対策に関する施策を含むこども施策の総合的な計画を策定するもの(新規計画 令和7年度～令和11年度)。 なお、四街道市こどもプラン(現行計画 令和2年度～令和6年度)の後継計画にあたり、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく、教育・保育事業の提供体制の確保等を定める子ども・子育て支援事業計画(第2期 令和2年度～令和6年度、第3期 令和7年度～令和11年度)と一体的に策定するものである。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
☐ 第4項 (上記以外の行政活動)					
計画等決定時期 *1	R7 年 3 月 25 日策定	行政活動実施時期 *2	R7 年 4 月 1 日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)					
*2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)					
*3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	四街道市こども計画 (案)に係るパブリックコメント	R7 年 1 月 31 日	R7 年 2 月 1 日～ 3 月 2 日	1 人 3 件	R7 年 3 月 4 日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	四街道市子ども・ 子育て会議		R6 年 5 月 30 日 ～R7 年 1 月 29 日	8 人 15(3) 人	R7 年 1 月 30 日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等					
*2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動の名称		四街道市こども計画の策定(令和7年度～令和11年度)							
審議会等の名称		四街道市子ども・子育て会議			委員数(うち公募)		15(3)人		
実施	意見を求めた日	R6年5月30日		☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()					
	計画等、資料の名称	四街道市こども計画(案)							
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R6年5月30日(木)	(3)	[2]	年	月	日()	()	[]
		R6年8月21日(水)	(3)	[1]	年	月	日()	()	[]
		R6年11月14日(木)	(3)	[5]	年	月	日()	()	[]
		R7年1月29日(水)	(3)	[0]	年	月	日()	()	[]
	意見提出された日	R7年1月29日		☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他()					
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。								
結果	意見の取扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する計画案を作成した。							
	公表日(公告日)・公告番号	R7年1月30日 四街道市公告第22号							
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R7年1月30日		☐ 回覧 年 月 日			
		☐ その他()							

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

子 第 84 号

令和6年5月30日

四街道市子ども・子育て会議

会長 中溝 明子 様

四街道市長 鈴木 陽介



四街道市こども計画の策定について（諮問）

四街道市子ども・子育て会議条例第2条第1号の規定により、四街道市こども計画について貴会議の意見を求めます。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和7年1月30日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市子ども・子育て会議

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市こども計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

答申（別紙2）については、四街道市子ども・子育て会議での議論を整理・集約したものであり、計画案はその意見が反映されたものであるため、修正は行いませんでした。

また、附帯意見につきましては、計画の推進にあたり留意してまいります。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、

健康こども部子育て支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

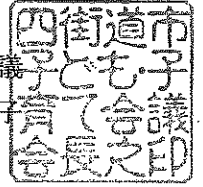
4 問合せ先

健康こども部子育て支援課（Tel 043-421-6124）

令和7年1月29日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市子ども・子育て会議
会 長 中 溝 明 子



四街道市こども計画について(答申)

令和6年5月30日付け字第84号にて諮問のありましたこのことにつきましては、本会議において、慎重に審議を行ってまいりました。

計画案については、策定の過程で多くのこども・若者から多様な手法を用いて意見の聴取に努めるとともに、各委員の意見も踏まえた上で、近年ますます深刻化、複雑化する児童虐待、貧困、不登校などの課題に対応するための施策が十分に盛り込まれたと考え、その内容については、おおむね適切であると評価するものです。

今後、本計画が着実に推進され、基本理念『こどもたちの夢と権利を支え、ともに未来を創るまち“よつかいどう”』に掲げる、次代を担うこどもたちが、自分の将来に夢や希望を持ち、健やかに成長できるよう、こどもたちの権利を大切にする四街道市が実現されることを期待します。

なお、答申にあたり、本会議より以下の意見を付しますので、計画の推進にあたっては、当該意見等を十分尊重し、その実現に努められるよう要望します。

(附帯意見)

1. 基本理念のもと、「四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例」を踏まえ、こどもの権利侵害等、権利全般について包括的に相談を受け、権利救済のための適切な対応を行う、こどもの権利擁護体制の充実に努められたい。
2. 基本理念のもと、市がこどもに関する施策を実施する際には、こどもたちが意見を表明することが出来るよう、意見を聴取する機会の確保に努める環境づくりについて重点的に取り組まれるとともに、こどもの最善の利益の観点から、こどもたちの意見を尊重して施策へ反映できるよう努められたい。
3. 後を絶たない虐待、貧困、不登校等、こどもを取り巻く様々な課題に対し、未然防止・早期発見・早期対応が図れるよう、これまで以上に相談支援体制の充実と強化に取り組まれるとともに、庁内関係部署や関係機関等との更なる連携に努められたい。
4. 保育施設やこどもルーム等の子育て関連施設における更なる質の向上と、地域や NPO 団体、関係機関等と連携し、安全・安心な環境のもと、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの確保に努められたい。

別添：四街道市こども計画(案)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和6年度](#)

(審議会等手続) 四街道市こども計画の策定に係る四街道市子ども・子育て会議 (結果公表)

(審議会等手続) 四街道市こども計画の策定に係る四街道市子ども・子育て会議 (結果公表)

更新：2025年1月30日

四街道市こども計画に関する四街道市子ども・子育て会議への諮問

令和7年度を開始年度とする四街道市こども計画について、令和6年5月30日開催の四街道市子ども・子育て会議において、次のとおり諮問しました。

[諮問書 \(PDF: 88KB\)](#)

四街道市子ども・子育て会議からの答申

令和7年1月29日開催の四街道市子ども・子育て会議において、次のとおり答申を受けました。

[答申書 \(PDF: 251KB\)](#)[別添 四街道市こども計画 \(案\) \(PDF: 2,524KB\)](#)

答申の様子

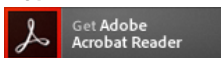
答申に対する市の考え方

答申は、四街道市子ども・子育て会議での議論を整理・集約したものであり、計画案はその意見が反映されたものであるため、修正は行いませんでした。また、附帯意見につきましては、計画の推進にあたり留意してまいります。

審議会の経過

[詳しくはこちらから](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部子育て支援課

電話：043-421-6124 (子育て支援係) 043-420-7520 (家庭児童相談係)

[この担当課にメールを送る](#)

令和6年度

[\(意見提出手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)[\(審議会等手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)[\(意見提出手続\) 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)[\(意見提出手続\) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)[\(審議会等手続\) 四街道市こども計画の策定に係る四街道市子ども・子育て会議 \(結果公表\)](#)[\(市民会議手続\) 文化センタ一大規模改修工事に関する市民会議手続 \(結果公表\)](#)[\(意見提出手続\) 四街道市こども計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)[\(意見提出手続\) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)[\(審議会等手続\) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る四街道市地域公共交通会議 \(結果公表\)](#)

情報が
見つからないときは



AIチャットボットです！
ご利用を伺います



実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動の名称		四街道市こども計画の策定(令和7年度～令和11年度)				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市こども計画(案)				
	公表日(公告日)・公告番号	R7年1月31日 四街道市公告第28号				
	その他の周知方法	☒ 広報 R7年2月1日	☒ HP R7年1月31日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				
実施	意見提出期間	R7年2月1日 ～ R7年3月2日		30日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	1人 0団体	1件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取扱い	意見の有無	☐ 無	☒ 有	3件	
		意見を反映した	0件			
		意見を反映しなかった	3件			
		その他(感想、案件以外の意見等)	0件			
	公表日(公告日)・公告番号	R7年3月4日 四街道市公告第44号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R7年3月4日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和7年1月31日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市こども計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の閲覧方法

健康こども部子育て支援課の窓口（市役所本館1号棟1階）及び情報公開室（市役所本館1号棟3階）で閲覧できるほか、四街道市ホームページ

（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープや点字等の方法により意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
健康こども部子育て支援課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011
健康こども部子育て支援課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp
健康こども部子育て支援課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

また、件名は「意見提出手続による意見書」とすること。

4 意見提出期間

令和7年2月1日（土）から3月2日（日）まで

※ 郵送の場合は、3月2日（日）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分まで。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和7年3月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

健康こども部子育て支援課 (Tel 043-421-6124)

ご利用ください

水道料金や下水道使用料のお支払いは 便利な口座振替で

水道料金や下水道使用料の支払い方法を口座振替にすると、支払いを忘れることがなくなり、支払いの手間や時間を省けます。便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替の申し込みをする場合は、次のいずれかの方法で手続きをお願いします。

なお、口座振替の手続きが完了するまでに、1〜2カ月程度かかる場合があります。

① ヴェオリア・ジェネッツ(株)四街道営業所(☎4333-1414)

→ 連絡し、送付される口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、返信用封筒で返送する

② 通帳、金融機関の届出印、水栓番号と道順番号が分かる「使用水量等のお知らせ」(検針票)または納入通知書を持参し、通知書に記載の取扱金融機関窓口で手続きを行う

☎ 経営業務課 ☎421-3683

J-ALERT

全国一斉情報伝達訓練を実施します

J-ALERTは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報などの緊急情報を、国が市町村の防災行政無線を自動起動し、同時に住民の皆さんに伝達するシステムです。J-ALERTの動作確認のため、市内の防災行政無線子局(スピーカー)から、試験放送が流れます。

とき: 2月12日(水)11時

※中止になる場合があります

※当日10時ごろに「試験放送が流れます」という広報放送をします

※弾道ミサイル発射時の行動については市ホームページをご確認ください

☎ 危機管理室 ☎421-6102

意見募集

対象	募集期間	担当課
四街道市地域公共交通計画(案)	2月1日(土)～3月2日(日)	くらし安全交通課 ☎421-6104 FAX424-8922 ☐ yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市こども計画(案)		子育て支援課 ☎421-6124 FAX424-2011 ☐ ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

- ① 市内在住・在勤・在学の方
- ② 市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③ 対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の閲覧方法

担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから閲覧可

意見提出方法

募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要事項(住所、氏名、連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

市ホームページに広告を掲載してみませんか

市では、会社やお店のPRなどの広告を掲載する事業者を募集しています。

掲載料……………1枠10,000円(市外事業者15,000円)

広告規格……縦60ピクセル×横150ピクセル

データ形式…GIFまたはJPEG(アニメ不可)

その他、申し込み方法などは、市ホームページをご覧ください

☎ 政策推進課 ☎421-6162

5年度
トップページ
月間アクセス数
約3万件(月平均)



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和6年度](#)

(意見提出手続) 四街道市こども計画の策定に係る意見の募集

(意見提出手続) 四街道市こども計画の策定に係る意見の募集

令和6年度

更新：2025年1月31日

四街道市こども計画の策定に係るパブリックコメントの実施

四街道市こども計画は、こども基本法第10条に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくことを目的に、地域が抱える課題やその他こども施策を取り巻く状況に応じた目標を設定し、こどもや子育て当事者等の意見を反映し策定するものです。

現行計画である四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～が今年度で計画期間を終了することから、第3期子ども・子育て支援事業計画の位置づけを含む本市におけるこども施策に関する一體的な計画を策定することとし、このたび、計画案を作成しましたので、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案

四街道市こども計画（案）

資料の閲覧方法

窓口閲覧

【閲覧場所】

- ・子育て支援課（市役所本館1号棟1階）
- ・情報公開室（市役所本館1号棟3階）

【閲覧時間】

- ・午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

市ホームページ（以下よりダウンロード）

[四街道市こども計画（案）（PDF：2,523KB）](#)

こちらからダウンロードできます。

意見募集期間

令和7年2月1日（土曜）から令和7年3月2日（日曜）まで

郵送の場合は、3月2日（日曜）までに必着。

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人（市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

[（意見提出手続）「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)[（意見提出手続）四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集（結果公表）](#)[（意見提出手続）四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）四街道市こども計画の策定に係る四街道市子ども・子育て会議（結果公表）](#)[（市民会議手続）文化センタ一大規模改修工事に関する市民会議手続（結果公表）](#)[（意見提出手続）四街道市こども計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[（意見提出手続）四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）四街道市地域公共交通計画の策定に係る四街道市地域公共交通会議（結果公表）](#)[（意見提出手続）「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集](#)AIチャットボットです！
ご利用を伺います

[意見書（参考様式）（ワード：19KB）](#)

意見書（参考様式）のダウンロードができます。

参考様式を使用する場合は、こちらからダウンロードし、必要事項を記入してください。

持参

市役所本館1号棟1階 子育て支援課窓口

郵送

〒284-8555

千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市健康こども部子育て支援課あて

FAX

043-424-2011

四街道市健康こども部子育て支援課あて

電子メール

メールアドレス：ykatei#city.yotsukaido.chiba.jp

（#を@に変換して送信）

四街道市健康こども部子育て支援課あて

（脚注2）メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

（脚注3）添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

（脚注4）メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

（脚注5）メールの件名は「意見提出手続による意見書」としてください。

意見の検討結果の公表

令和7年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

（脚注6）賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

（脚注7）氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。

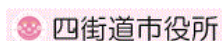
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

Get Adobe
Acrobat Reader[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部子育て支援課

電話：043-421-6124（子育て支援係） 043-420-7520（家庭児童相談係）

[この担当課にメールを送る](#)[ページの先頭へ](#)[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

AIチャットボットです！
ご用件を伺います

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和7年3月4日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

- (1) 計画等の案の名称
四街道市こども計画（案）
- (2) 計画等の案の内容
別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方
別紙2のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容
なし

4 その他

上記の別紙1は、健康こども部子育て支援課の窓口（市役所本館1号棟1階）及び情報公開室（市役所本館1号棟3階）で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

健康こども部子育て支援課（Tel 043-421-6124）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和6年度](#)

(意見提出手続) 四街道市こども計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市こども計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

更新：2025年3月4日

四街道市こども計画の策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

意見提出者数：1人
意見提出件数：3件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

[意見の概要及び意見に対する市の考え方 \(PDF：101KB\)](#)

四街道市こども計画の策定に係るパブリックコメントの実施

四街道市こども計画は、こども基本法第10条に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくことを目的に、地域が抱える課題やその他こども施策を取り巻く状況に応じた目標を設定し、こどもや子育て当事者等の意見を反映し策定するものです。

現行計画である四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～が今年度で計画期間を終了することから、第3期子ども・子育て支援事業計画の位置づけを含む本市におけるこども施策に関する一体的な計画を策定することとし、このたび、計画案を作成しましたので、広く皆様から意見を募集します。

(脚注) 意見の募集は終了しました。

計画等の案

四街道市こども計画 (案)

資料の閲覧方法

窓口閲覧

- 【閲覧場所】
- ・子育て支援課 (市役所本館1号棟1階)
 - ・情報公開室 (市役所本館1号棟3階)
- 【閲覧時間】
- ・午前8時30分から午後5時15分まで (土曜、日曜、祝日を除く。)

市ホームページ (以下よりダウンロード)

[四街道市こども計画 \(案\) \(PDF：2,523KB\)](#)
こちらからダウンロードできます。

意見募集期間

令和7年2月1日 (土曜) から令和7年3月2日 (日曜) まで
郵送の場合は、3月2日 (日曜) までに必着。
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで (土曜、日曜、祝日を除く。)

意見提出ができる人

令和6年度

[\(意見提出手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市こども計画の策定に係る四街道市子ども・子育て会議 \(結果公表\)](#)

[\(市民会議手続\) 文化センタ一大規模改修工事に関する市民会議手続 \(結果公表\)](#)

(意見提出手続) 四街道市こども計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

[\(意見提出手続\) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る四街道市地域公共交通会議 \(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは



AIチャットボットです!
ご利用を伺います



市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	こどもルームへの入所基準等を明確化するため、四街道市こどもルーム条例の一部を改正し、四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱を制定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☒ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	条例: R6年12月17日 議決 要綱: R7年1月16日 制定	行政活動実施時期*2	R7年4月1日施行	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数 *2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱等の制定に係るパブリックコメント	R6年9月27日	R6年9月27日 ～10月28日	(連名) 2 人 4 件	R6年12月2日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)				人 () 人	
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称		四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案				
	公表日(公告日)・公告番号	R6年9月27日 四街道市公告第227号				
	その他の周知方法	☒ 広報 R6年10月15日 ☒ HP R6年9月27日 ☐ 回覧 年 月 日 ☒ その他(通知文書をこどもルーム利用保護者等に配布)				
実施	意見提出期間	R6年9月27日		～	R6年10月28日	31日間
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	(連名)2人 団体	1件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	☐ 無		☒ 有	4件
		意見を反映した				1件
		意見を反映しなかった				2件
		その他(感想、案件以外の意見等)				1件
	公表日(公告日)・公告番号	R6年12月2日 四街道市公告第302号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R6年12月2日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、同条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年9月27日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案

(2) 計画等の案の内容

別紙（案1）及び別紙（案2）のとおり

2 計画等の案の入手方法

健康こども部保育課の窓口（市役所新分館1階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

※ 庁舎の移転により、令和6年10月15日以降は、市役所（新庁舎）本館1号棟1階が保育課窓口となる。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項をテープに録音し、又は点字で記録することにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所、氏名及び連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地並びに連絡先

ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに連絡先

エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地並びに連絡先

オ 市内の学校に在学する者

氏名、学校の名称及び所在地並びに連絡先

カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人

住所及び氏名、利害関係を有する事項並びに連絡先

キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項並びに連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
健康こども部保育課学童・幼稚園係宛て

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011
健康こども部保育課学童・幼稚園係宛て

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp
健康こども部保育課学童・幼稚園係宛て

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和6年9月27日（金曜）から10月28日（月曜）まで

※ 郵送の場合は、10月28日（月曜）までに必着。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期
令和6年10月下旬頃

6 留意事項

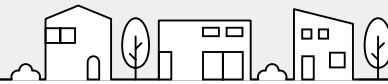
- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

健康こども部保育課学童・幼稚園係

電話：043-379-5617（令和6年10月11日まで）

043-420-7526（令和6年10月15日から）



いきいき脳の健康講座

ファイブ・コグ検査で認知機能をチェックしましょう

とき…11月22日(金)・12月3日(火)13時30分～14時45分
(受付13時15分) ※2日間で1コース

ところ…保健センター3階 大会議室

対象…市内在住の65歳以上の方

定員…先着30人 ※参加費無料

内容…1日目:ファイブ・コグ検査(映像を見ながら、検査用紙に記入して行う認知機能を確認する検査)

2日目:結果説明と認知症予防の講話

持ち物…筆記用具、眼鏡(必要な方)

申し込み…10月16日(水)～11月15日(金)に電話で高齢者支援課

☎ 高齢者支援課 ☎421-6128

シルバー人材センター入会説明会



とき…10月16日(水)・23日(水)15時30分～

※両日事前予約制・受付上限50人

ところ…四街道公民館

対象…市内在住の60歳以上 ※23日は女性限定

申し込み…シルバー人材センター ☎497-5080

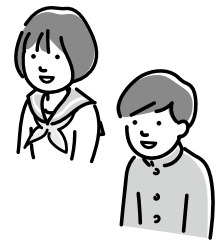
※説明後、希望者には入会手続きを行います。入会には、会費3,000円、写真2枚(3cm×2cm)が必要になります

(担当:社会福祉課)

「中学生が描く未来」作文

発表会・表彰式

自分たちが暮らす四街道への関心を高めてもらうため、市内中学校3年生を対象に「理想のまち」をテーマとした作文を募集しました。優秀作品として選ばれた作文の発表会・表彰式を行います。



どなたでもご覧になれますので、本市の次代を担う中学生の想いを聴きに、ご来場ください。

とき…11月5日(火)14時～15時15分

ところ…文化センター301号室、302号室



昨年度の作文発表会・表彰式の様子

☎ 総務課 ☎421-6101 / 指導課 ☎424-8925

委員募集

審議会等名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
市指定管理者 選定評価委員会	指定管理者の選定や 評価などについての審査	2人*	委嘱開始日 ～9年5月31日(月)	10月15日(火) ～11月29日(金)	契約課 ☎421-6113

*募集人数は、次の合議体ごとに1人ずつ(計2人)

①スポーツ・都市施設等合議体

②文化・コミュニティ施設等合議体

応募要件…市内在住で、任期中の会議に出席できる方

報酬など…委員報酬と交通費を支給

応募方法…募集期間内に応募用紙とレポートを担当課に提出

※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。また、審議会等の委員となることができるのは6年までです

※詳細は、募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから入手可

※ご不明な点は市ホームページもしくは担当課にお問い合わせください

意見募集

対象	募集期間	担当課
都市計画マスタープラン(案)の公表と意見照会	11月5日(火) ～12月5日(木)	都市計画課 ☎421-6141 FAX424-8921 ✉ytoshi@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱(案)等の公表と意見照会	9月27日(金) ～10月28日(月)	保育課 ☎420-7526 ※10月11日まで☎379-5617 FAX424-2011 ✉yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

①市内在住・在勤・在学の方

②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体

③対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の閲覧方法

担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから閲覧可

意見提出方法

募集期間内に、意見書(様式は担当課窓口、市ホームページから入手可能)に必要な事項(住所、氏名、連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は担当課にお問い合わせください



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続) 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に関する意見の募集

(意見提出手続) 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に関する意見の募集

更新：2024年9月27日

四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱等の制定に係るパブリックコメントの実施

本市においては、こどもルームへの入所基準等を明確化するため、四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱を制定し、及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正することにより、当該基準等の内容を当該要綱に委任するための規定を整備することを検討しています。

つきましては、当該要綱の案及び当該条例の改正案の内容について広く皆様のご意見を頂戴したく、四街道市市民参加条例第7条第1号の規定による意見提出手続（パブリックコメント）を実施します。

対象の行政活動

四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定

計画等の案

1. 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案
2. 四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案

関連資料（計画等の案のダウンロード）

- [1. 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案（PDF：140KB）](#)
- [2. 四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案（PDF：62KB）](#)

意見募集期間

令和6年9月27日（金曜）から10月28日（月曜）
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- ・ 市内に住所を有する人（脚注1）
- ・ 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市内の事務所等に勤務する人
- ・ 市内の学校に在学する人
- ・ 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

（注釈）脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

- ・ 持参：四街道市健康こども部保育課窓口（脚注3）
- ・ 郵送：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所保育課学童・幼稚園係宛て
- ・ FAX：043-424-2011

今年度終了した市民参加手続

- [（意見提出手続）四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集（結果公表）](#)
- [（意見提出手続）四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集（結果公表）](#)
- [（審議会等手続）「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- [（意見提出手続）「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

- 電子メール：yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp

（注釈）脚注3 保育課窓口は、令和6年10月11日（金曜）までは市役所新分館1階に、10月15日（火曜）からは市役所（新庁舎）本館1号棟1階に所在します。

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。

また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

[意見書参考様式（ワード：25KB）](#)

意見書参考様式（Word）のダウンロードができます。

[メール記載例（PDF：31KB）](#)

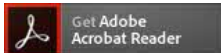
電子メールの本文により意見を提出する場合にご参照ください。

意見の検討結果の公表

令和6年10月下旬頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-420-7526（学童・幼稚園係）

[この担当課にメールを送る](#)

 [ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

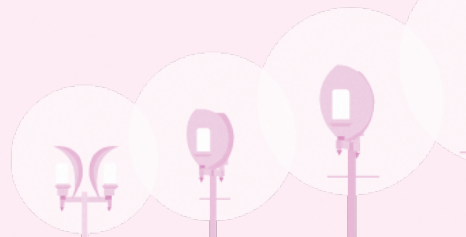
開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



こどもルーム利用（予定）保護者 各位

四街道市健康こども部保育課長

四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱等の制定に係るパブリックコメントの実施について

平素より本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市においては、こどもルームへの入所基準等を明確化するため、四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例を制定することにより、当該基準等に係る規定を整備することを検討しています。

つきましては、同要綱等の案の内容について広く皆様のご意見を頂戴したく、四街道市市民参加条例第7条第1号の規定による意見提出手続（パブリックコメント）を実施しますので、同条例第9条第1項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 要綱等の案の名称及びその入手方法

(1) 要綱等の案の名称

- ① 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案
- ② 四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案

(2) 要綱等の案の入手方法

- ① 四街道市健康こども部保育課窓口で配布
- ② 市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載

2 意見の提出先、提出方法及び提出期間（詳しくは市ホームページ等をご参照ください。）

(1) 意見の提出先

四街道市健康こども部保育課

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等

(3) 意見の提出期間

令和6年9月27日（金曜）から10月28日（月曜）まで

3 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和6年10月下旬頃

【お問合せ先】

四街道市健康こども部保育課学童・幼稚園係

担当：塚本・松本

電話：043-379-5617（令和6年10月11日まで）

043-420-7526（令和6年10月15日から）

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年12月2日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案

(2) 計画等の案の内容

- ① 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案：別紙1のとおり
- ② 四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案：別紙2のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙3のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容

別紙4のとおり

4 その他

上記の別紙1から別紙4までは、健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

健康こども部保育課（Tel 043-420-7526）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続) 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集 (結果公表)

更新：2024年12月2日

意見提出手続(パブリックコメント)の結果公表

四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見を募集したところ、その結果の概要は以下のとおりとなりました。

意見の提出状況

- 意見提出者数 2名 (連名での提出)
- 意見提出件数 4件

意見の概要と市の考え方

[意見提出手続において提出された意見の概要と市の考え方 \(PDF：95KB\)](#)

意見提出手続を経て修正した内容

- [\(新旧対照表\) 意見提出手続を経て修正した内容 \(PDF：82KB\)](#)
- [\(修正後全文\) 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案 \(PDF：141KB\)](#)

意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

本市においては、こどもルームへの入所基準等を明確化するため、四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱を制定し、及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正することにより、当該基準等の内容を当該要綱に委任するための規定を整備することを検討しています。つきましては、当該要綱の案及び当該条例の改正案の内容について広く皆様のご意見を頂戴したく、四街道市市民参加条例第7条第1号の規定による意見提出手続 (パブリックコメント) を実施します。

意見の募集は終了しました。
意見の概要と意見に対する市の考え方がまとまり次第、公表します。

対象の行政活動

四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定

計画等の案

- 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案
- 四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案

関連資料 (計画等の案のダウンロード)

- [四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案 \(PDF：140KB\)](#)
- [四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案 \(PDF：62KB\)](#)

意見募集期間

令和6年9月27日 (金曜) から10月28日 (月曜)
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分 (土曜、日曜、祝日を除く。)

今年度終了した市民参加手続

- [\(意見提出手続\) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)
- [\(意見提出手続\) 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)
- [\(審議会等手続\) 「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- [\(意見提出手続\) 「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは

議題（２）

令和６年度

市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定					
概 要	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。					
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)					
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)					
	☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)					
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)					
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)					
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)					
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)					
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの)					
	☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの)					
	☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)					
	☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)					
	☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)					
☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)						
詳しい理由	令和7年4月に一部改正が施行される、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法により、原則全ての住宅・建築物に対して省エネ基準適合が義務化されることから、新たな義務化対象に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を新設する。また、確認審査範囲の見直し等により、確認申請に係る審査時間等が増加することから確認申請手数料等を増額するもの、その他項ずれ等所要の修正を行うもので、第1号及び第5号に該当するため。					
公表日(公告日)・ 公告番号	R6年12月5日 四街道市公告第309号		その他の公表 *1	市ホームページ R6年12月5日		
計画等決定時期 *2	R7年3月25日議決	行政活動実施時期 *3	R7年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A	
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)						

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月公布 R7年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	令和7年4月に一部改正が施行される、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法により、原則全ての住宅・建築物に対して省エネ基準適合が義務化されることから、新たな義務化対象に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を新設する。また、確認審査範囲の見直し等により、確認申請に係る審査時間等が増加することから確認申請手数料等を増額するもの、その他項ずれ等所要の修正を行うもので、第1号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年12月5日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

令和7年4月に一部改正が施行される、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関
する法律及び建築基準法により、原則全ての住宅・建築物に対して省エネ基準適合が
義務化されることから、新たな義務化対象に係る建築物エネルギー消費性能適合性判
定手数料等を新設する。また、確認審査範囲の見直し等により、確認申請に係る審査
時間等が増加することから確認申請手数料等を増額するもの、その他項ずれ等所要の
修正を行うもので、第1号及び第5号に該当するため。

- 3 その他

上記については、
都市部建築課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。
なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

- 4 問合せ先

都市部建築課（Tel 043-421-6144）

[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新：2024年12月5日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

詳細な理由

令和7年4月に一部改正が施行される、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法により、原則全ての住宅・建築物に対して省エネ基準適合が義務化されることから、新たな義務化対象に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を新設する。また、確認審査範囲の見直し等により、確認申請に係る審査時間等が増加することから確認申請手数料等を増額するもの、その他項ずれ等所要の修正を行うもので、第1号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

お問い合わせ

都市部建築課

電話：043-421-6144・6147

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市国民健康保険条例の
一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市地域防災計画の一部
修正について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市下水道条例の一部を
改正する条例の制定について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市水道事業給水条例の
一部を改正する条例の制定に
ついて](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市家庭の保育事業等の
設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する
条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市介護予防・日常生活
支援総合事業の実施に関する
規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市都市計画税条例の一
部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市税条例の一部を改正
する条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



実施状況シート 6 【適用除外】

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)と表現を統一すべく、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)における所要の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第 6 条第 2 項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	本件行政活動は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)と表現を統一するために行うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R7年1月6日 四街道市公告第1号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年1月6日		
計画等決定時期 *2	R7年3月25日 議決	行政活動実施時期 *3	R7年3月31日公布 R7年3月31日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)と表現を統一すべく、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)における所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月 公布 R7年3月 施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本条例の制定は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)と表現を統一するものであり、本条例による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント
適切である。

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年1月6日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

本件行政活動は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子
育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）と表現を統一する
ために行うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準である
ことから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

3 その他

上記については、

健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

健康こども部保育課（Tel 043—420—7526）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) » [市政情報](#) » [市政への参加](#) » [市民参加](#) » [市民参加手続の対象としない行政活動](#) » [今年度](#) »

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年1月6日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

詳細な理由

本件行政活動は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）と表現を統一するために行うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

参照条文

（市民参加条例第6条第2項 抜粋）
2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

■ [四街道市市民参加条例](#)

■ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-420-7526（学童・幼稚園係）

▶ [ページの先頭へ](#)

今年度

- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者登録規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市地域防災計画の一部修正について](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	地方税施行令の改正及び国民健康保険事業の健全な運営を図るため所要の規定の整備を行うものです。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	☐	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	☒	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	☐	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	☐	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	☐	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	☐	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐	第1号(軽易なもの)			
	☐	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	☐	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	☐	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	☒	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	☐	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	国民健康保険税の賦課限度額及び税率を改正するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R7年1月28日 四街道市公告第20号		その他の公表 *1	市ホームページ R7年1月28日	
計画等決定時期 *2	R7年3月25日 議決	行政活動実施時期 *3	R7年3月31日公布 R7年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部国保年金課 資格保険税係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法施行令の一部改正及び国民健康保険制度の県広域化に伴う事業費納付金に充てる税収を確保するため、所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月公布 R7年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	国民健康保険税の賦課限度額を改定するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市公告第20号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年1月28日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

（詳細な理由）

国民健康保険税の賦課限度額及び税率を改定するもので、市税の賦課に関するもの
であることから第2項第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

健康こども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

健康こども部国保年金課（Tel043—421—6125）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

（市民参加手続の適用除外）四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年1月28日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため

詳細な理由

国民健康保険税の賦課限度額及び税率を改定するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

市民参加条例

市民参加条例施行規則

お問い合わせ

健康こども部国保年金課

電話：043-421-2103（給付管理係）・043-421-6125（資格保険税係）・043-421-6126（高齢者医療年金係 高齢者医療担当）・043-420-7523（高齢者医療年金係 国民年金担当）

この担当課にメールを送る

今年度

（市民参加手続の適用除外）
四街道市税条例の一部を改正
する条例の制定

（市民参加手続の適用除外）
四街道市国民健康保険税条例
の一部を改正する条例の制定

四街道市国土強靱化地域計画
の修正

(市民参加手続の適用除外)
四街道市国民健康保険税条例
の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市都市計画税条例の一
部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例
及び四街道市家庭的保育事業
等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正
する条例の制定

（市民参加手続の適用除外）
四街道市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する
条例の制定

（市民参加手続の適用除外）
四街道市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市手数料条例の一部を
改正する条例の制定

（市民参加手続の適用除外）
四街道市基準該当居宅サービ
ス事業者及び基準該当居宅介
護支援事業者登録規則の一部
を改正する規則の制定

(市民参画) 四街道市国民健康保険条例の
 二、笑顔をつくる市の制定
 除外) 四街道市国民健康保険条例の一
 適用除外

[ページの先頭へ](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	令和6年内閣府令第109号により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における同様の規定その他所要の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
	☐ 第1号(輕易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
	実施しない根拠 (条例第6条第2項)				
	詳しい理由 本件行政活動は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。				
	公表日(公告日)・ 公告番号	R7年1月9日 四街道市公告第7号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年1月9日	
	計画等決定時期 *2	R7年3月25日 議決	行政活動実施時期 *3	R7年3月31日公布 R7年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4 A
	*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)				

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	令和6年内閣府令第109号により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における同様の規定その他所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月 公布 R7年3月 施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	
適切である。	

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年1月9日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

本件行政活動は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労
働省令第61号）の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町
村が従うべき基準であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

3 その他

上記については、
健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

健康こども部保育課（TEL 043—420—7526）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [今年度](#) ▶

(市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年1月9日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

詳細な理由

本件行政活動は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

■ [四街道市市民参加条例](#)

■ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-420-7526（学童・幼稚園係）

▶ [ページの先頭へ](#)

今年度

- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者登録規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市地域防災計画の一部修正について](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\)](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	令和7年内閣府令第7号により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正されたことに伴い、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における同様の規定その他所要の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(輕易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	本件行政活動は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であること、その他項ずれ等所要の規定を整備するものであることから、条例第6条第2項第1号及び第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R7年2月13日 四街道市公告第37号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年2月13日		
計画等決定時期 *2	R7年3月25日議決	行政活動実施時期 *3	R7年3月31日公布 R7年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	令和7年内閣府令第7号により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正されたことに伴い、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における同様の規定その他所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月公布 R7年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であること、その他項ずれ等所要の規定を整備するものであることから、条例第6条第2項第1号及び第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年2月13日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第3号に該当するため。

（詳細な理由）

本件行政活動は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子
育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）及び家庭的保育事
業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴
うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であること、そ
の他項ずれ等所要の規定を整備するものであることから、条例第6条第2項第1号及び
第3号に該当するため。

3 その他

上記については、

健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

健康こども部保育課（Tel 043—420—7526）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#) >

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年2月13日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第3号に該当するため。

詳細な理由

本件行政活動は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であること、その他項ずれ等所要の規定を整備するものであることから、条例第6条第2項第1号及び第3号に該当するため。

参照条文

（市民参加条例第6条第2項 抜粋）
2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

■ [四街道市市民参加条例](#)

■ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-420-7526（学童・幼稚園係）

▲ [ページの先頭へ](#)

今年度

- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者登録規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市地域防災計画の一部修正について](#)
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について](#)
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について](#)
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定](#)
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [〔市民参加手続の適用除外〕四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

実施状況シート 6 【適用除外】

【担当課・係名】 危機管理監 危機管理室 危機管理係

行政活動の名称	四街道市国土強靱化地域計画の修正				
概 要	四街道市国土強靱化地域計画の一部について、実施段階に合わせた修正を行うもの。				
市民参加手続の 対象とする根拠 (条例第6条)	☒	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	☐	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	☐	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	☐	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	☐	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	☐	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	☐	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第 6 条第 2 項)	☒	第1号(軽易なもの)			
	☐	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	☐	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	☐	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	☐	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	☐	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	計画実施段階において、該当する事業の概要の変更及び事業費の変更等軽易な修正を行うものであり、第6条第2項第1号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R7年3月13日 四街道市公告第51号		その他の公表 *1	市ホームページ R7年3月13日	
計画等決定時期 *2	R7年4月4日 修正	行政活動実施時期 *3	R7年4月4日 開始	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市国土強靱化地域計画の修正			
概 要	四街道市国土強靱化地域計画の一部について、実施段階に合わせた修正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月修正 R7年3月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	計画実施段階において、該当する事業の概要の変更及び事業費の変更等軽易な修正を行うものであり、第6条第2項第1号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない
行政活動の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年3月13日

四街道市長 鈴木 陽介



1. 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国土強靱化地域計画の修正

2. 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号に該当するため
(詳細な理由)

計画実施段階において、該当する事業の概要の変更及び事業費の変更等軽易な修正を行
うものであり、第6条第2項第1号に該当するため。

3. その他

上記については、危機管理室の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4. 問合せ先

危機管理室 (Tel 043-421-6102)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [過年度](#) [令和6年度](#)

四街道市国土強靱化地域計画の修正

四街道市国土強靱化地域計画の修正

更新：2025年3月13日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国土強靱化地域計画の修正

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号に該当するため。

詳細な理由

計画実施段階において、該当する事業の概要の変更及び事業費の変更等軽易な修正を行うものであり、第6条第2項第1号に該当するため。

[国土強靱化地域計画計画修正案（PDF：1,021KB）](#)

[新旧対照表（PDF：183KB）](#)

[修正要旨（PDF：50KB）](#)

参照条文

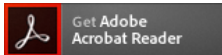
（市民参加条例第6条第2項 抜粋）

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- （1）軽易なもの
- （2）緊急に行わなければならないもの
- （3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- （4）市の機関内部の事務処理に関するもの
- （5）市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- （6）その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

[ページの先頭へ](#)

令和6年度

[（市民参加手続の適用除外）
四街道市税条例の一部を改正
する条例の制定](#)

[（市民参加手続の適用除外）
四街道市都市計画税条例の一
部を改正する条例の制定](#)

[（市民参加手続の適用除外）
四街道市介護予防・日常生活
支援総合事業の実施に関する
規則の制定](#)

[（市民参加手続の適用除外）
四街道市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する
条例の制定](#)

[（市民参加手続の適用除外）
四街道市水道事業給水条例の
一部を改正する条例の制定に
ついて](#)

[（市民参加手続の適用除
外）四街道市下水道条例の一
部を改正する条例の制定につ
いて](#)

[（市民参加手続の適用除外）
四街道市地域防災計画の一部
修正について](#)

[（市民参加手続の適用除外）
四街道市国民健康保険条例の
一部を改正する条例の制定](#)

[（市民参加手続の適用除外）
四街道市基準該当居宅サービ
ス事業者及び基準該当居宅介
護支援事業者登録規則の一部
を改正する規則の制定](#)

[（市民参加手続の適用除外）
四街道市手数料条例の一部を
改正する条例の制定](#)

[（市民参加手続の適用除外）
四街道市特定教育・保育施設](#)

[×び特定
営に関する
の一部を改正する
の条例の制定](#)



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。				
市民参加手続の 対象とする根拠 (条例第6条)	☐	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	☐	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	☒	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	☐	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	☐	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	☐	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	☐	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐	第1号(軽易なもの)			
	☐	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	☒	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	☐	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	☒	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	☐	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R7年3月19日 四街道市公告第57号		その他の公表 *1	市ホームページ R7年3月19日	
計画等決定時期 *2	R7年3月31日制定 (専決)	行政活動実施時期 *3	R7年3月31日公布 R7年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月公布 R7年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年3月19日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準を改正する
もので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることか
ら第2項第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

健康こども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

健康こども部国保年金課（TEL043—421—6125）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年3月19日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)

[市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康子ども部国保年金課

電話：043-421-2103（給付管理係）・043-421-6125（資格保険税係）・043-421-6126（高齢者医療年金係 高齢者医療担当）・043-420-7523（高齢者医療年金係 国民年金担当）

この担当課にメールを送る

[ページの先頭へ](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[四街道市国土強靱化地域計画の修正](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者登録規則の一部を改正する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定](#)



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係、土地係、家屋係

行政活動の名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税における特定親族特別控除の創設、二輪車の車両区分の見直しによる軽自動車税種別割の税率改正などの所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(輕易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税における特定親族特別控除の創設、二輪車の車両区分の見直しによる軽自動車税種別割の税率改正など、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の条項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R7年3月17日 四街道市公告第54号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年3月17日		
計画等決定時期 *2	R7年3月31日 制定 (専決)	行政活動実施時期 *3	R7年3月31日公布 R7年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係、土地係、家屋係

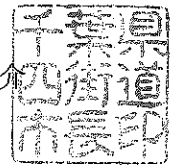
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法等の一部改正に伴う、個人住民税における特定親族特別控除の創設、二輪車の車両区分の見直しによる軽自動車税種別割の税率改正などの所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月公布 R7年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴う、個人住民税における特定親族特別控除の創設、二輪車の車両区分の見直しによる軽自動車税種別割の税率改正など、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の条項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年3月17日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

地方税法等の一部改正に伴う、個人住民税における特定親族特別控除の創設、二輪車の車両区分の見直しによる軽自動車税種別割の税率改正など、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の条項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

- 3 その他

上記については、

総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

- 4 問合せ先

総務部課税課（TEL 043-421-6114・6116・6117）

[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [過年度](#) [令和6年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年3月17日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴う、個人住民税における特定親族特別控除の創設、二輪車の車両区分の見直しによる軽自動車税種別割の税率改正など、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の条項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)[市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

課税課

電話：043-421-6114（市民税係）、043-421-6116（土地係）、043-421-6117（家屋係）

令和6年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市地域防災計画の一部修正について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者登録規則の一部を改正する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設](#)



[ページの先頭へ](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】総務部課税課 土地係・家屋係

行政活動の名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの)				
	☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの)				
	☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)				
	☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)				
	☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)				
	☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、法令引用条文等の項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R7年3月17日 四街道市公告第55号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年3月17日		
計画等決定時期 *2	R7年3月31日 制定 (専決)	行政活動実施時期 *3	R7年3月31日公布 R7年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係・家屋係

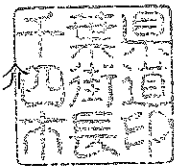
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月公布 R7年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴う市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、法令引用条文等の項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年3月17日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

地方税法等の一部改正に伴う市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、法令引用条文等の項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

- 3 その他

上記については、

総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

- 4 問合せ先

総務部課税課（TEL 043-421-6116・6117）

[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [過年度](#) [令和6年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年3月17日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴う市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、法令引用条文等の項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)[市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

課税課 土地係・家屋係

電話：043-421-6116（土地係：土地に関すること） 043-421-6117（家屋係：家屋・償却資産に関すること）

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)[令和6年度](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市地域防災計画の一部修正について](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者登録規則の一部を改正する規則の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設](#)

×**特定** **AIチャットボットです!**
び特定 **ご用件を伺います**
営に關す **の一部分です**
の一部分です **の一部分です**

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

議題（３）

令和７年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 地域共創部みんなで課 地域づくり係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市多文化共生推進プランの策定			
概 要	本市の外国人市民の増加とニーズの多様化を踏まえて、多文化共生社会の推進を図るため、本市の多文化共生推進施策を体系的に整理するプランを策定する。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和8年3月策定	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	多文化共生推進プラン(案)に係るパブリックコメント	プラン案最終段階での市民意見の聴取のため。	市民等	令和8年1月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	多文化共生推進プラン策定懇談会の開催	プランの策定において専門的、総合的な立場から意見をいただくため。	有識者、関係団体、市民公募委員2名	令和7年5月 令和7年8月 令和7年11月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	多文化共生市民意識調査	多文化共生に係る日本人市民・外国人市民の意識等の把握をするため。	日本人市民1,200人、外国人市民1,400人	令和6年12月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 地域共創部みんなで課 地域づくり係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の制定			
概 要	性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を發揮できる社会を目指し、四街道市男女共同参画推進計画を策定し、計画に基づく様々な取組みを行っている。 そこで、計画が掲げているめざす社会のすがた「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を發揮できる社会」を実現するための1つとして、全国的に広がっているパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入する。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☒ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月策定	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱(案)に係るパブリックコメント	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱(案)最終段階での市民意見の聴取のため。	市民等	R8年1月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市男女共同参画審議会の開催	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の基本的な考え方について諮問し、答申を受ける。	有識者、関係団体、市民公募委員3名	R7年10月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部障がい者支援課 支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市手話言語条例の制定			
概 要	国際連合における「障害者の権利に関する条約」及び改正「障害者基本法」において手話が言語であることが明記されていること、また、関係団体から条例制定の要望があったことから、当市においても手話の普及や手話による意思疎通と社会参加の保障を推進する。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☒ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年9月公布 R7年10月施行	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市手話言語条例(案)に係るパブリックコメント	条例案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	R7年5月～6月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	保健福祉審議会	条例制定に関する一連の審議により意見を聴取するため	公募委員(3名)	R7年5月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部社会福祉課 地域福祉係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名 称	第4次四街道市地域福祉計画の策定			
概 要	社会福祉法に基づき、地域における福祉の推進に関する事項について定める第4次四街道市地域福祉計画を策定する。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月 策定 R8年4月 開始	実施段階(PDCA)	P	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	第4次四街道市地域福祉計画(案)に係るパブリックコメント	計画案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	R8年2月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市保健福祉審議会	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	公募委員(3名)	R7年5月 ～R8年2月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	市民アンケート調査	計画等作成のための基礎調査として市民の意見を聴取するため	無作為抽出市民(2,000人)	R7年6月～7月
	福祉関連団体アンケート調査等	地域において活動する団体から意見を聴取するため	福祉関連団体(30団体)	R7年6月～7月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント

議題（４）

市民参加手続の実施予定等の公表について

四街道市公告第136号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の実施予定等の
公表について

四街道市市民参加条例第16条の規定により、令和7年度市民参加手続の実施
予定等について、下記のとおり公表する。

令和7年6月25日

四街道市長 鈴木 陽介



記

- 1 令和7年度市民参加手続の実施予定
別表1のとおり
- 2 令和6年度市民参加手続の実施状況等
別表2、別表3のとおり
- 3 令和6年度市民提案手続の提案状況
別表4のとおり

No.	行政活動		行政活動の種類 (注1)	実施方法	実施予定時期	担当課
	名称	概要				
1	四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定	一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項等を定めた一般廃棄物処理基本計画(計画期間: 令和8年度～令和17年度)の策定を行うもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和7年12月	環境部 廃棄物対策課
				審議会等手続	令和6年10月～令和7年11月	
2	第五次四街道市子ども読書活動推進計画の策定	「四街道市第2期教育振興基本計画」の基本理念の実現に向け、四街道市の子どもたちが読書活動を通して、言葉、感性、表現力、想像力、豊かな心、知る喜び等、市民が生涯にわたって学び続けるための力を育むことができるよう、計画を策定する。	第6条 第4項	意見提出手続	令和8年11月	教育部 指導課
				審議会等手続	令和7年7月～令和8年10月	
				その他の方法(アンケート)	令和7年9月	
3	四街道市住生活基本計画(第2次)の策定	四街道市住生活基本計画が、令和7年度に計画期間が終了するため、令和8年度を初年度とする四街道市住生活基本計画(第2次)を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和7年12月	都市部 建築課
				審議会等手続	令和7年7月～令和7年11月	
4	四街道市多文化共生推進プランの策定	本市の外国人市民の増加とニーズの多様化を踏まえて、多文化共生社会の推進を図るため、本市の多文化共生推進施策を体系的に整理するプランを策定する。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和8年1月	地域共創部 みんなで課
				審議会等手続	令和7年5月～令和7年11月	
				その他の方法(意識調査)	令和6年12月(実施済)	
5	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の制定	性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会を目指し、四街道市男女共同参画推進計画を策定し、計画に基づく様々な取り組みを行っている。 そこで、計画が掲げているめざす社会のすがた「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を実現するための1つとして、全国的に広がっているパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入する。	第6条 第1項 第5号	意見提出手続	令和8年1月	地域共創部 みんなで課
				審議会等手続	令和7年10月	
6	四街道市手話言語条例の制定	国際連合における「障害者の権利に関する条約」及び改正「障害者基本法」において手話が言語であることが明記されていること、また、関係団体から条例制定の要望があったことから、当市においても手話の普及や手話による意思疎通と社会参加の保障を推進する。	第6条 第1項 第2号	意見提出手続	令和7年5月～令和7年6月	福祉サービス部 障がい者支援課
				審議会等手続	令和7年5月	

No.	行政活動		行政活動の類型 (注1)	実施方法	実施予定時期	担当課
	名称	概要				
7	第4次四街道市地域福祉計画の策定	社会福祉法に基づき、地域における福祉の推進に関する事項について定める第4次四街道市地域福祉計画を策定する。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和8年2月	福祉サービス部 社会福祉課
				審議会等手続	令和7年5月～令和8年2月	
				その他の方法(アンケート)	令和7年6月～令和7年7月	

(注1)《行政活動の類型》

第6条第1項による区分

第1号 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃

第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更

第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃

第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項

上記以外の行政活動

No.	行政活動		行政活動の類型 (注1)	実施方法	実施時期	実施結果	担当課
	名称	概要					
1	四街道市都市計画マスタープランの策定	都市計画法第18条の2の規定により市町村に義務付けられている「都市計画に関する基本的な方針(全体構想・地域別構想等)」を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和 6 年 11 月 5 日 ~ 令和 6 年 12 月 5 日	意見提出 0人、0件	都市部 都市計画課
				審議会等手続	令和 7 年 2 月 19 日	1回開催 委員13人	
				市民会議手続	令和 5 年 10 月 21 日 ~ 令和 6 年 2 月 18 日	構成員 延べ112人	
				その他の方法 (アンケート)	令和 4 年 12 月 15 日 ~ 令和 5 年 2 月 17 日	市民回答者 1,458人 市内企業 回答数 49社	
				その他の方法 (都市計画マスタープラン策定 委員会)	令和 5 年 5 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日	4回開催 委員14人	
				その他の方法 (パネル展示・オープンハウス)	令和 5 年 10 月 1 日 ~ 令和 5 年 10 月 20 日	閲覧者 延べ61人	
2	四街道市国民保護計画の改訂	国の基本指針の変更等との整合性等を図るための改訂	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和 6 年 10 月 22 日 ~ 令和 6 年 11 月 21 日	意見提出 0人、0件	危機管理室
				市民会議手続	令和 5 年 9 月 20 日 ~ 令和 5 年 11 月 15 日	3回開催 構成員13人	
3	四街道市自転車活用推進計画・四街道市自転車ネットワーク計画の策定	「自転車活用推進法」を基本とし、本市の実情に応じた自転車活用推進計画を策定するもの。また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を基本とし、自転車通行空間の効率的・効果的な整備に向けた自転車ネットワーク計画を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和 6 年 9 月 18 日 ~ 令和 6 年 10 月 17 日	意見提出 0人、0件	都市部 市街地整備課
				審議会等手続	令和 5 年 11 月 16 日 ~ 令和 6 年 8 月 28 日	4回開催 委員7人	
4	四街道市地域公共交通計画の策定	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本市における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を定めるもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和 7 年 2 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 2 日	意見提出 2人、3件	地域共創部 くらし安全交通課
				審議会等手続	令和 6 年 5 月 13 日 ~ 令和 7 年 1 月 30 日	5回開催 委員25人	
				その他の方法 (アンケート)	令和 6 年 7 月 25 日 ~ 令和 6 年 8 月 9 日	回答者 2,438人	
5	四街道市子ども計画の策定(令和7年度～令和11年度)	こども基本法第10条の規定に基づき、少子化対策、若者支援、子どもの貧困対策に関する施策を含むこども施策の総合的な計画を策定するもの(新規計画 令和7年度～令和11年度)。なお、四街道市こどもプラン(現行計画 令和2年度～令和6年度)の後継計画にあたり、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく、教育・保育事業の提供体制の確保等を定める子ども・子育て支援事業計画(第2期 令和2年度～令和6年度、第3期 令和7年度～令和11年度)と一体的に策定するものである。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和 7 年 2 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 2 日	意見提出 1人、3件	健康こども部 子育て支援課
				審議会等手続	令和 6 年 5 月 30 日 ~ 令和 7 年 1 月 29 日	4回開催 委員15人	
6	四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定	こどもルームへの入所基準等を明確化するため、四街道市こどもルーム条例の一部を改正し、四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱を制定するもの。	第6条 第1項 第6号	意見提出手続	令和 6 年 9 月 27 日 ~ 令和 6 年 10 月 28 日	意見提出 2人、4件	健康こども部 保育課

(注1)《行政活動の種類》

第6条第1項による区分

第1号 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃

第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更

第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃

第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項

上記各号に該当しない行政活動で任意に市民参加手続を行う場合

No.	行政活動		施行時期	行政活動の類型 (注1)	対象としない 根拠(注2)	対象としない具体的な理由	担当課
	名称	概要					
1	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、一部の固定資産(「バイオマス発電設備」「一体型滞在快適性向上施設」)について、固定資産税の課税標準の特例割合を条例で制定する規定が設けられたことから、所要の改正を行うもの。	令和6年6月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号,第3号,第5号	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	総務部 課税課
2	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産に対する課税標準の特例割合を条例で制定する規定が設けられたことから、所要の改正を行うもの。	令和6年6月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号,第3号,第5号	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、本規定の制定による項ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	総務部 課税課
3	四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定	令和6年度介護報酬改定、指定介護予防・日常生活支援総合事業所の指定等の申請に関する様式が、厚生労働大臣が定める様式を用いることとされること、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針が改正されたことに伴い、四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則を制定するもの。	令和6年5月	第6条 第1項 第6号	第6条 第2項 第6号	本規則における各種審査基準等は、厚生労働省より示される案を基に本市で定めたものであり、実態として法令の規定による実施の基準に準ずるものであるため、第6号(第3号に準ずる)に該当する。	福祉サービス部 高齢者支援課
4	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における所要の規定を整備するもの。	令和6年10月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号	本条例の制定は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴うものであり、本条例による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。	健康こども部 保育課
5	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。	令和6年12月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号	令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法に基づく被保険者証の返還に係る過料の規定を削除することから、同条第2項第3号に該当するため。	健康こども部 国保年金課
6	四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定	諸物価の上昇等により損益が赤字となる厳しい経営状況の中で、市民生活を支える水道事業の健全な経営を持続していくため、令和7年4月1日より水道料金及び各種手数料を適正な水準に改定するもの。	令和7年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	水道事業の健全な経営を持続していくため、令和7年4月1日より水道料金及び手数料を適正な水準に改定するもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。	上下水道部 経營業務課

No.	行政活動		施行時期	行政活動の類型 (注1)	対象としない 根拠(注2)	対象としない具体的な理由	担当課
	名称	概要					
7	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定	四街道市下水道条例に規定する手数料を令和7年4月1日より適正な水準に引き上げるため、関連する規定の整備を行うもの。	令和7年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	手数料を適正な水準に引き上げるため、関連する規定の整備を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。	上下水道部 下水道課
8	四街道市地域防災計画の一部修正	四街道市地域防災計画の一部について、当市行政組織体系に沿った修正を行うもの。	令和6年7月	第6条 第1項 第1号	第6条 第2項 第1号	当市行政組織体系に沿った職員の配置や所掌事務の割り当て、変更等の軽易な修正を行うものであり、条例第6条第2項第1号に該当するため。	危機管理室
9	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	令和7年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号、第5号	令和7年4月に一部改正が施行される、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法により、原則全ての住宅・建築物に対して省エネ基準適合が義務化されることから、新たな義務化対象に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を新設する。また、確認審査範囲の見直し等により、確認申請に係る審査時間等が増加することから確認申請手数料等を増額するもの、その他項ずれ等所要の修正を行うもので、第1号及び第5号に該当するため。	都市部 建築課
10	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)と表現を統一すべく、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)における所要の規定を整備するもの。	令和7年3月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号	本件行政活動は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)と表現を統一するために行うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。	健康こども部 保育課
11	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	地方税施行令の改正及び国民健康保険事業の健全な運営を図るため所要の規定の整備を行うものです。	令和7年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	国民健康保険税の賦課限度額及び税率を改正するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。	健康こども部 国保年金課
12	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	令和6年内閣府令第109号により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における同様の規定その他所要の規定を整備するもの。	令和7年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号	本件行政活動は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。	健康こども部 保育課

No.	行政活動		施行時期	行政活動の類型 (注1)	対象としない 根拠(注2)	対象としない具体的な理由	担当課
	名称	概要					
13	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	令和7年内閣府令第7号により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正されたことに伴い、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における同様の規定その他所要の規定を整備するもの。	令和7年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号,第3号	本件行政活動は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であること、その他項ずれ等所要の規定を整備するものであることから、条例第6条第2項第1号及び第3号に該当するため。	健康こども部 保育課
14	四街道市国土強靱化地域計画の修正	四街道市国土強靱化地域計画の一部について、実施段階に合わせた修正を行うもの。	令和7年4月	第6条 第1項 第1号	第6条 第2項 第1号	計画実施段階において、該当する事業の概要の変更及び事業費の変更等輕易な修正を行うものであり、第6条第2項第1号に該当するため。	危機管理室
15	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。	令和7年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号,第5号	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。	健康こども部 国保年金課
16	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税における特定親族特別控除の創設、二輪車の車両区分の見直しによる軽自動車税種別割の税率改正などの所要の改正を行うもの。	令和7年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号,第3号,第5号	地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税における特定親族特別控除の創設、二輪車の車両区分の見直しによる軽自動車税種別割の税率改正など、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の条項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	総務部 課税課
17	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	令和7年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号,第3号,第5号	地方税法等の一部改正に伴い市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、法令引用条文等の項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	総務部 課税課

(注1)《行政活動の類型》

- 第6条第1項による区分
- 第1号 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- 第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃
- 第3号 市民等に義務を課すること又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- 第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更
- 第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃
- 第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項
上記以外の行政活動

(注2)《対象としない根拠》

- 第6条第2項による区分
- 第1号 輕易なもの
- 第2号 緊急に行わなければならないもの
- 第3号 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- 第4号 市の機関内部の事務処理に関するもの
- 第5号 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 第6号 その他前各号に準ずるもの

令和6年度 市民提案手続の提案状況

[別表4]

第1回提案手続

期間: 令和6年5月15日(水)～6月17日(月)

提案はありませんでした。

第2回提案手続

期間: 令和6年11月15日(金)～12月16日(月)

提案はありませんでした。